

# 柚工と莊園(下)

—伊賀國玉滝・黒田莊—

赤松俊秀

## 一三

保元の乱後の政局を担当し、朝政の中心にあつた藤原通憲も、勢威を争う源義朝と平清盛の両者を適切に制御しえず、平清盛と結托することによって、かえつて自滅の時期を早めた。平治の乱で通憲と義朝の双方が倒れたあとの朝廷は、院政を主張する後白河上皇側と天皇親政を強行しようとする二条天皇側の二派に分裂し、激しい抗争を繰り返した。院側は清盛に命じて天皇側の中心人物である藤原経宗・同惟方を逮捕し流罪に処するなどの強硬措置を取つた。それに対して二条天皇は父上皇の命令でも無視して従わず対立は深刻化した。清盛は、朝廷がこのように分裂抗争している間、隠忍自重して対立する両派の一方にだけくみすることはしなかつた。やがて二条天皇がなくなつて朝

廷内の対立がひとまず解消すると、朝廷での平氏の優勢は決定的となつた。

以上あらましを述べた中央の情勢は、直接間接に伊賀國にも影響を及ぼした。平治の乱の直後、守藤原信経は退任し代つて太皇太后宮権大進兼大介平経盛(〇九七・三)が着任した。経盛は清盛の弟であつて、平氏の一門で伊賀國司となつたのはかれが始めであつた。経盛は永暦元年(一一六〇)五月廿二日の庁宣(〇九七・三)をもつて留守所に対して、次のことを命令した。へ前司の信経は、去年すなわち平治元年の分である齋宮寮納米や賀茂齋院禊祭料などを支出しなかつたが、所々から支払を要求する使の責めをのがれることは困難である。支払の用途に当てるために黒田莊の出作公田の官物未進を催促しているが、弁済しないので、院庁の使の下向を申請した。留守所は院使永里(〇九七・三)といひし

よになつて、段別三斗の官物を徴収せよ。また東大寺家使と称して国務の執行を妨げる中綱・仕丁らの名簿を注進せよ。東大寺は、久安五年（一一四九）の間注以後、黒田莊でも国司に対して劣勢に追い込まれ、築瀬村なども収公されていたが（B六・二）、平治の乱後、何かのきっかけを捕えて国司に対して反撃に転じていたことが知られる。しかし莊民だけでは国郡司の圧力に対抗しえなかつたので、東大寺から中綱・仕丁らを招き寄せたのである。国司が院使の下向を要請したのは、東大寺から加勢の中綱らに対抗するためであつた。その際に経盛が平家の武力を動かさなかつたのは注目される。それでも経盛の莊民威圧策はほぼ目的を達成したようである。のちの国司側の主張（B七・三）によると、莊民も所定の段別三斗の官物や麦官物・出居公田百姓在家役を納めるようになった、という。その点では東大寺側の反撃の目的は達せられなかつたが、国司と東大寺が直接に接触したことがきっかけとなつて、前に収公された築瀬保の処置について両者の間に協議が始まつたことは東大寺側の収獲であつた。さきに明らかにしたように、久安五年（一一四九）の収公以後、築瀬保では中村・簡川・夏見

などに莊民らが往古から出作していた田が一六町歩も「押作」として収公されていたが（B六・二）、国司側と協議が始まると、東大寺ではまずこの一六町歩の出作田の収公免除を申し出たようである。黒田莊はさらに永曆二年（一一六一）二月には前に注進しなかつた往古出作田三町二段六〇歩などをも報告した（B七・三）。国司の経盛は八月日の庁宣（B七・三）をもつて、官物を国司に納めることを条件として、築瀬保が東大寺の往古からの出作田として寺役を勤仕することを認め、国役を免除した。なおこの庁宣が出たことについては、さらに考慮すべき事情があるが、それはのちに述べる予定である。

国司の経盛はこのあとまもなく退任し代つて源長定が伊賀守となつた。覚仁はこの交代のすきをねらつて築瀬保の確保を企画した。守長定が応保元年（一一六一）十月日に太政官に提出した奏状（B七・三）によると、覚仁は初任の長定をあとどり、軍兵三〇〇余人を用意し、築瀬保司であつて、東南院領黒田新莊の下司でもあり名張郡司でもあつた源俊方（B七・三）を追い出した。

覚仁が俊方を追放したことを重視する石母田氏は、著書

『中世的世界の形成』に「源俊方」の一章を設け、家系を詳説して、「俊方が祖先以来代々築瀬保の住人として（中略）保司として比較的狭い範圍の土地と村落を支配し、そこにその勢力の源泉を求めた点で（中略）支配力の内部的堅固さ、村落の生活と伝統の中に成長してきたものの根強い在地性を見ることが出来る」（D一〇）として、この地方の平安末期の領主の典型と評価し（D一三）、その武士の性格を指摘した（D一〇）。石母田氏が俊方の在地領主的・武士の性格を強調し、覚仁の俊方追放の意義を重視するのは、この争いが、氏の主張する「二つの法」の相克激突を具体的に示している、と考えたからである。ところが氏が主張する、東大寺の「寺奴の法」が東大寺の支配する莊園に貫徹していたということは、さきに明らかにしたように、事実でなかつたし、「寺奴の論理」も、氏自身が認めているように、それに先行する政治があつた。この場合には、農民に対する国司と東大寺の支配の争い、それに農民自体の運動が、この時代の東大寺と国司の争いを現実決定する政治であつた（D八〇）。石母田氏は、このような論理の先行性と超越性はその論理がほしいままな觀念の産物であつ

たことを意味するものではないことを強調しているが、それは同感である。しかし、「寺奴の論理」は氏が主張するように、黒田莊の本免田の内部構造の所産とのみ單純に解しえないことも、さきに論証したことによって明らかである。東大寺の支配と矛盾しこれを否定しようとするものが、国司だけではなく、袖工・莊民もそのなかに加わつた時に、この論理がはじめて強調されたのである。

一方、「寺奴の論理」に対して、これを克服するものとして石母田氏が重視する「在地の法」の基本的性格は、氏が言うように、地方的農村的であり、長い伝統と慣習とに支持され、きびしい規範を伴っており、在地の階級分化が新しく作り出した法であつて、領主的支配のための法であると同時に、その生きた規範である（D九二）と解して、まずよいであらう。問題は、農村的中世的精神の体现者として、在地の大小武士団の典型的（D一〇）なものとして、俊方をあげることがはたして妥当であるか否かということである。氏は、その所論が正当なことを裏づけるものとして、俊方の祖父の近国の事績と俊方の東大寺との闘争をあげている。俊方の場合、かれが東大寺と激しく争つたこと

は、石母田氏の言うとおりであるが、それによって、かれを「在地の法」の典型的な体現者として見て誤りないかどうかは、別の見地から検討する必要がある。十二世紀後半の農村社会における「在地の法」の最高使命は、律令制下ではいろいろの制限を受けていた農民の耕地に対する権利を高めて、それを所有権にまで発展させることでなければならぬ。そのことを考慮すると、郡司・保司・荘司の地位にあった俊方の東大寺との闘争を簡単に「在地の法」の使命を達成する行動と理解して妥当か、慎重に考慮しなければならぬであろう。

俊方の行動を検討するに先だつて断わっておかなければならないことは、従来の研究には不可解な点が存することである。まず竹内博士は(C三二七)で、俊方が祖父の近国から代々相伝した私領の龍口が承安四年(一一七四)に東大寺領黒田新莊に加えられたので、郡司の本名を改めて新莊の下司となった、とし、それがかれ自身の寄進でないために、とかく東大寺の意に反することが多かった、としている。

博士のこの断定は正治元年(一一九九)十一月日の東大寺三綱大法師等重解(卷一〇八)によっている。これは俊方在世当

時の史料ではないが、死後十五年とは経過していない史料であるから、博士がそれを重視したのはうなずける。しかし困ったことには、さきに史料をあげて説明したことで明らかのように、覚仁が武力で俊方を築瀬保から追放したのは、承安四年(一一七四)よりは十三年も前の応保元年(一一六一)のことである。そうなると、俊方は東大寺から追放されたあと、いつか東大寺と和解したが、新莊の下司となるや、すぐにまた追放されたことになる。竹内博士も(C三三六)で覚仁の応保元年の俊方追放に触れているが、その日時を明記していないので、記述の上では俊方と東大寺との錯雑した関係は表面に現われぬ。石母田氏も俊方が覚仁と争つて敗北したのちに新莊の下司に補せられた、としながら(D一七九)、俊方を主題として論じた(D一〇五)では東大寺との錯雑した関係に深く立ち入ることをやめ、俊方をめぐる不可解ななど正面から取り組むのを回避しているようにみうけられる。しかし事實は右に指摘したとおりである。したがって正治元年(一一九九)十一月日の東大寺三綱大法師等重解の記事を信頼するかぎり、俊方は覚仁から追放されたあと、改めて東大寺と和解し、東大寺の支配

機構のうちに組み入れられたことを事実として認めなければならぬ。もし俊方が妥協によつて東大寺側についたのが事実であるとなると、東大寺支配の克服を使命として行動した、と今まで考えられていた俊方の評価を変えなければならぬことは、だれでも認めるであらう。俊方の行動を評価する第一歩は、まずこのなぞのときあかしから始めなければならぬ。

そこで改めて吟味が必要となるのは、正治元年(一一一九)十一月日の東大寺三綱大法師等重解の史料の価値である。この解は現存の『東大寺文書』のうちには原本も案も写しも存在しないが、『三國地誌』に収められているものの本文を正治元年(一一九九)当時のものと認めることには異論はない。問題は俊方に関する次の記事がそのまま事実を伝えたものと認めて誤りないかということである。

件の北龍口者、是れ往古の國領也、而して郡司源近國寛治二年  
園司の手自り永く私領為る可き之由、序宣を成し得る之上、

(中略)近國多年領掌之後、件の龍口を以て男近俊に譲り了ぬ。

近俊又一期領知之後、男俊方に譲る。三代之郡司と為て領知相違無き之間、承安年中于至り、件の龍口院宣に依り、黒田莊于

加へ寄せ被れ已に畢ぬ。今新莊と号するは是也。龍口は是れ新庄之最中也。其の時俊方郡司之本名を改めて新庄之下司かみ為り。其の職改まると雖も其の領未た變せず。

この解にいう「承安年中」が竹内博士の指摘のとおりに承安四年(一一七四)であることも確実である。のちに明らかにするやうに、その年の十二月十三日の後白河院序下文(六七・三)によつて、黒田新莊の勅事園役のすべてを停止して不輪の寺領とすることが確定したからである。黒田新莊の成立を承安四年(一一七四)とするかぎり、俊方の新莊下司就任はその直後としなければならぬ。そうなると、前にも指摘したやうに、応保元年(一一六一)の覚仁・俊方の衝突以後、俊方と東大寺は妥協和解し、俊方が新莊の下司に就任後まもなくまた衝突したことを認めざるをえなくなる。

しかし関係の史料をよく見ると、そうとのみ考える必要はないやうである。なるほど黒田新莊が不輪の寺領となつたのは、確かに承安四年(一一七四)であり、伊賀国在庁官人などはその時に新莊が設立されたと解釈している(九八・三)。だが實際の新莊の設置は、それよりかなり以前に行なわれ

た。前にも指摘したとおり、長承二年(一一三三)の大神莊との交換によって東南院領となった箭川・中村・夏見の田畠で、従来「公民作」であったものが、この時以後「新庄」と称されたのである。したがって黒田新莊の設立は、俊方の時ではなく、その祖父近国の在世當時のことであり、正治元年(一一九九)の東大寺三綱等重解は新莊の設立と不輪の勅許とを混同したものとわなければならぬ。俊方が新莊の下司になったのは正治元年(一一九九)の解に言われているように、承安年中(一一七一〜五)に限定して考えなければならぬことはなく、応保元年(一一六一)の追放以前であった可能性が生じたわけである。

推し進めて考えると、新莊の下司に始めて就任したのは俊方ではなく、祖父の近国であった、とすることもできるようである。なぜかという、長承二年(一一三三)七月に作られた検注帳目録<sup>(B五・二)</sup><sub>(三八二)</sub>によると、この時に東南院領になったものうちには、箭川・中村・夏見のほかに「龍口山 田代二反 荒畠三町五段許敷。」と龍口が含まれているからである。しかしここにするされた田代と荒畠が龍口の内にあったことは事実としても、それが寛治二(一一〇八

八)年正月十六日の伊賀国司序宣<sup>(B四・一)</sup><sub>(二五九)</sub>によって名張郡司近国の私領と認められた国領龍口の内に含まれていたかどうかは疑問である。もし含まれていたとすると、近国の承諾を得ないで新莊に囲い込まれたものと解しなければならぬ。なぜかという、さきに明らかにしたように、長承二年(一一三三)の黒田新莊成立当時、名張郡司近国は領家の東南院の新莊領有にしっかりと妨害を行っていたからである。おそらく近国の一代は黒田新莊に対し同じ姿勢を持ち続けたことであろう。したがって近国の時には名張郡司をやめて新莊の下司となった、ということは考えられぬ。

しかしそうはいっても、近国の子の近俊や孫の俊方の代まで、かれの子孫が東大寺に対して近国と同様の態度を取った、とも断言できない。長承三年(一一三四)以後、応保元年(一一六一)の俊方追放までの二十七年間の近国・近俊・俊方三代の活動をあとづける史料がほとんど存在しないからである。正治元年(一一九九)の東大寺三綱重解にいう、俊方の新莊下司就任が事実であったことは確実であるが<sup>(B七・三)</sup><sub>(七一三)</sub>、その時期は俊方が覚仁の直接行動で追放され

た応保元年(一一六一)以前であった、と考えるのが妥当であろう。覚仁が俊方を追放したのは、かれが築瀬保司であったばかりではなく、新荘の下司でもあって、預所の覚仁と何か意見の衝突をきたしたことが原因であった、と推測される。

このように考察してみると、俊方が早く東大寺の荘園支配組織のうちに組み入れられたことはほぼ疑いないことになる。したがってかれをもつて在地武士の典型となしうかどうかは疑問であるが、祖父の近国だけは、東大寺反対の態度を始終持ち続けた、と考えてもよいようである。その点では東大寺の支配克服を使命とする「在地の法」の体現者としてかれの行動を評価する立場は、根拠が確実になつたかに見えるかもしれない。しかし明確にしておかなければならないことは、近国が名張郡司として、律令制支配機構の末端の地位を占めていたことである。その行動は、「在地の法」の使命である農民の田地私有の実現と矛盾衝突することが多かった、と考えられるからである。十世紀の初頭に荘園整理令が公布されてから、在庁官人や郡司らは国司の指揮のもとに荘園の収公に努めたが、かれらはそ

れによつて農民の耕地に対する権利を高めることを意圖したのではないことは、改めて言うまでもない。かれらは、収公した荘園の田地に地子を課し作人から雑役を徴取することを目的として行動したまでである。したがって収公したもとの荘地について、作人の権利を認め、作手権を公認する、ということはなかつた。ただ例外ともいふべきことは、国司の力だけで収公を強行しえなくて、田堵作人の協力を必要とした場合に、収公された田地を田堵作人が私領とすることを認めたことである。要するに支配者としての郡司の性格は、一定の任期のもとに中央から赴任する国司とは相違する面は確かにあるが、それだけでかれらの行動のすべてを「在地領主的」と評価することはできない。十一、二世紀の郡司の性格についてさらに注意すべきことは、このころから重要性を増す「在家」に対する課役の「在家役」徴取の主体であつたことである。そのため在家を構成する作人は在家役をめぐつて郡司としばしば紛争を生じた。黒田荘でも、既に明らかにした事実からもよく知られるように、公地に居住するものは在家役を勤仕すべきものとされ(五二〇、二)、名張川の東に居住する公民は、名張郡司

近国から所役を徴収されると、莊民の因縁・所従と号して暴力で対抗した<sup>(B五・二)</sup>。このことを考慮すると、郡司を「在地の法」の忠実な体现者として簡単に評価することは当然にためらわれるであろう。わたくしは、在家役の徴収によつて、郡司は律令制の上に立つ国司の支配機構の中に完全に吸収されたものと考えている。近国・俊方ら名張郡司と東大寺の關係は、任期をもつて交替する国司らとの關係と全く同一ではないが、さりとて異質なものとも言いえないことは、これで十分に明らかになつたであろう。

近国の行動の評価についての論は以上のごとくであるが、南伊賀で俊方追放に成功した東大寺は、北伊賀でも久安五年(一一四九)以後の劣勢を回復しようとして行動を始めた。その最初の目標は、撰閥家の關注以後、撰閥家所領近江国信楽莊に併合され伊賀国司の抗議によつて国領と定められた丸柱村に置かれた。東大寺は応保元年(一一六一)九月二日に奏状<sup>(二七・三)</sup>を太政官に提出し、丸柱村の返還を要望した。東大寺は丸柱村のほかにも真木山村田四町歩の回復をも要望し、現地で住民の決起を促した<sup>(二七・三)</sup>。このようにな東大寺側の攻勢に対して、国司長定は十一月の奏状<sup>(三七・三)</sup>

<sup>(三二)</sup>で東大寺側の暴状を太政官に訴え、あわせて湯船・玉滝兩村の私領主が地子と称して段別六斗の見米と狩仕雑事を課するために、官物が納まらないことを述べ、私領主の猛惡を制することを太政官に要望した。東大寺・伊賀国司双方の訴えに対して、太政官がどのように裁定したかは史料がなく不明であるが、のちに伊賀国司側では、自分の方に有利に判定されたとしている<sup>(二九・二)</sup>。

長定はその後まもなく退任し、代つて藤原資康が伊賀守となつたが、資康も長寛二年(一一六四)六月の奏状<sup>(二九・三)</sup>で長定とはほぼ同じ主旨の訴えを提出しているから、現実の事態はさして変化がなかつた、と推測される。資康がいつまで伊賀守に在任したかは不明であるが、承安二年(一一七二)までに退任して、国司は大介平信広に代つていた<sup>(三〇)</sup>。東大寺別当顯恵は国司交替<sup>(三〇)</sup>の時期を捕えて信広にわいろを贈り、同年閏十二月廿日に序宣<sup>(六一・三)</sup>を得た。この序宣は、黒田莊の出作とそれに交わる公田の所当官物を免除することを命令したものである。出作と公田のうち、出作が箭川・中村・夏見・築瀬などの東大寺莊民の耕作地であることは明らかである。それに交わる公田というのも、



純粹の公領ではなく、定公田のことである。それが長承二年（一一三三）に設立の東南院領黒田新莊にほかならないことは先きの論証によつて疑いない。これまでもこの出作と新莊が負担する官物について二斗か三斗の論はあつたが、官物が完全に免除されたのは、かつてなかつたことである。東大寺はこの庁宣によつて、名張郡の収納使を補任する権限を得た、として、寺家で任命した収納使を派遣し、官物を寺納させた（B七・三〇九）。

東大寺はこのように大きな成功を取めたが、その根源である国司の庁宣が効力を現わすのは、その在任中に限られる。東大寺としては、勅免莊の指定を受け、せつかく得た官物免除の恩典を永久不動のものにしたい、と念願したのは当然であろう。ところが承安三年（一一七三）五月ごろから多武峯のことで延曆寺と興福寺が鋭く対立し、興福寺側が多武峯に押寄せて堂舎を焼いた（玉璽承安三・五五）ことから、南都諸大寺の僧侶は法勝寺八講への公請もとどめられ（玉璽承安三・五七）、多武峯焼打の張本覚興は配流に処せられることになつた（玉璽承安三・五九）。憤慨した興福寺大衆は氏公卿・平等院・石清水八幡宮・延曆寺に牒（B七・三三六）を送つて、延曆寺との

決戦も辞さないむねを通告した。太政官では十一月十一日の宣旨（B七・三）で興福寺の多武峯焼打に与同した東大・興福以下の南都諸大寺の所領を没収した。東大寺もこのような情勢下では、黒田莊出作と黒田新莊の勅免を申請することをためらわざるをえなかつたであろう。

幸いなことに寺領の没収も翌四年正月十一日の太政官宣旨（B七・三）をもつて解除されたし、続いて五月には、薦生村・湯船玉滝村・名張郡公田・築瀬村・黒田仙に対して、大内裏修造役免除の恩典を得るのに成功した（B七・三）。名張郡公田は前に一言したように、東大寺の出作田に交わつている公田にほかならないし、築瀬村は出作田の中心区域の一つである。これらの二区域を含めて南北伊賀の寺領について造内裏役免除の恩典を得た東大寺は、宿願の出作・新莊の不輸の特権獲得を達成しえたも同然である。やがて十二月には後白河院庁下文（B七・三）をもつて、黒田莊出作と新莊の勅事・国役を停止すること、両莊の東大寺領であることの確認を受けた。

東大寺では、出作の所當をもつて封米に充当し、その残り新莊の所當をもつて東大寺常住学生百口の供料とする

ことを定めた(六七四・三)。

伊賀国司では守信広が退任し、源信平がこれに代った(八九八・三)。新任の国司としては、前司の信広が取った措置を容認できなかったことは、改めて言うまでもない。かれは事情を太政官に報告して、「往古の例に任せて国領と為す可し」との宣旨(七〇九・三)を得たが、東大寺がこれを認めようとしなかつたのも当然であつた。寺家としては名張郡全般の檢注を行なうことを定めて実施に着手したが、農民が宣旨をたてに檢注を拒否し反抗を続けるので、それを抑圧するために農民を処罰することにした。国司側では安元元年(一一七五)閏九月廿二日に官物を收納するために国使に院序下文を持たせて築瀬・薦生兩村に派遣したところ、東大寺側では築瀬にすでに收納使を派遣して所当官物を徴収しており、沙汰人らは今年からは寺納するといつて、国使を追い返した。憤慨した在庁官人は翌日に守信平に解(七〇九・三)を提出して、重ねて奏聞を経て寺家の乱行を禁止するよう要望した。信平もそれによつて奏聞の手續を取つた、と思われるが、中央の反響について自信がなかつたのであろう。伊賀国の所領をめぐつて東大寺ととかく対立

しがちであつた興福寺に働きかけ、その兵力によつて東大寺側に報復しようとしたようである。興福寺側では中綱・仕丁らに軍兵を付して現地に派遣し、十月卅日ごろから黒田莊を襲撃させた。

東大寺では、これは伊賀国司のそそのかしによるものとし、事件の背後にはかつて新莊の下司であつて、覚仁によつて追放された、名張郡司の俊方がいる、と判断して、俊方と興福寺僧永尋の処罰を要望する寺解(七二一・三)を十一月八日に朝廷に提出した。東大寺の訴えを聞いた国司信平は、留守所に対して十一月廿日付の序宣(七二六・三)をもつて、《国司の使が興福寺の悪僧らを語らい黒田莊内に乱入し暴行を行なつてゐる、という東大寺側の訴えが事実とすると、穏やかなことではない。国司としては下知したことは全然ないし、事情も知らないが、院宣<sup>⑥</sup>のとおりには暴行を停止せよ。》と命じた。興福寺でも、廿一日付の院宣で、黒田莊出作に対して新儀の沙汰をするのを停止せよ、との寺家下文を発することを命ぜられ、廿二日付けの下文(七二七・三)で即刻それを実施し、そのむねを院序に報告した(七二八・三)。東大寺も年預所下文(七二九・三)を黒田莊官らに下して、興福

寺使者らの非例の沙汰を承認してはならない、と通告した。東大寺が最も敵視している俊方についても、院庁では伊賀国司に召し進めるように命じたが、十一月廿五日になっても国司から請文が提出されず、院庁では改めて命令した（七二・三）。東大寺は十一月廿七日付の三綱等解（七二・三）をもって、興福寺の妨げを停止し郡司俊方を逮捕することを朝廷に重ねて要望した。しかし興福寺側の暴行は依然として行なわれ、俊方についても、権門に属しているので、国司が召し進めることはできない、といわれ（七二・三）、かれの逮捕も実現しなかった。

俊方が権門に属しているというのは、おそらく平家の家人になつてゐることをさしたのであろう。東大寺では、養和元年（一一八一）八月十八日の間注（九八・三）で頼田を略領した平家を同じく権門と称している。俊方が応保元年（一一六一）の新莊下司追放後、平家に近づきその保護を受けたと推測されるのは、その本拠の築瀬保に、当時平家の支配力が及んでいたことから裏づけられる。その論拠というのは、左衛門尉平貞能（八六・四）が東大寺にあてて送つたと推測される七月五日付書状（六三・三）であつて、貞能はそ

の書状のなかで次のように述べてゐる。《築瀬保は以前から国司の支配を受けてきたし、国司に申しつけられたこともあるので、檢島のために雑色を現地に派遣した。しかし築瀬が東大寺領にかかつてゐることが事実なら、どうして東大寺と打合わせをせずにそのようなことを取計らつたりしよう。恐縮してゐる次第である。ただし撰関家忠通が当国を知行してゐた時も前任・現任の国司の時も築瀬が国役を負担してゐるのは明らかなので、それを知つて、檢島をしたまでである。（中略）事情を聞くために使者を現地に派遣した。このことは国司にも知らせる。》

貞能のこの書状は年紀がなく、竹内博士は承安三年（一一七三）としてゐるが、その根拠は明らかでない。貞能の父は『尊卑分脈』によると、家貞といひ従五位上筑前守になつてゐる。この家貞がかつて北伊賀で忠盛を代表してその家人の行動を監督した（〇七・二四）ことは既に指摘した。その子の貞能は数多い平氏の家人のなかでも第一の郎党であり、平家の都落に際しての活躍は周知のとおりである（五六・六）。その貞能が国司と連絡を保つて南伊賀で平氏の勢力を伸張したことの意義は大きい。それについてもぜひ確か

めなければならぬのは、かれがこの書状を書いた時期である。貞能が左衛門尉平貞能上と署名していることから判断すると、嘉応元年（一一六九）以前として、<sup>⑧</sup>まず誤りないであろう。当時の国司で貞能が連絡を取りえたものとしては、平治の乱の直後に国司となった平経盛を最初にあぐべきであろう。さき指摘したように、経盛は永暦二年（一一六二）八月日の庁宣<sup>(B七・三)</sup>をもつて黒田荘出作築瀬保の国役免除を確認している。この庁宣と貞能の七月五日付書状<sup>(六三・一)</sup>との間になにか関係があると推測することは当然許されるであろう。わたくしは以上述べたことから、貞能のこの書状は永暦元・二年（一一六〇・一）のいずれかの年に出されたものと考えている。<sup>⑨</sup>もしわたくしの推測が事実に当たっているとすると、俊方が追放される以前に南伊賀に平氏の勢力が及んでいたことは確実となり、東大寺側の攻勢によって自己の存在があやうくなつた、と感じた俊方が平氏に保護を求めたことも、事実として認容されるであろう。黒田新莊は、のちに明らかにするように、平家滅亡のころは、下司となつたものに平氏の郎従がいたほど、平家との関係が深くなつていた。

平氏の南伊賀進出についての論証が長くなつたが、現地での東大・興福両寺の悪僧らや郡司俊方の三つともえの争いは、安元元年（一一七五）十二月五日に俊方が子息三人と随兵二三十人を率いて黒田荘を襲い、その荘に居住していた東大寺僧文海を殺し資財を奪い住居に放火したことで、頂点に達した。東大寺は、寺解<sup>(七三・三)</sup>をもつて、守信平を罪料に処すること、築瀬村が寺領であることを改めて宣下すること、俊方と子息を拘禁することを朝廷に要望した。東大寺別当敏覚からも申文が提出されたが、その案も写し残っていない。ただ、それを見た伊賀守信平の十二月十四日付請文<sup>(七三・三)</sup>が現存しているだけである。それによると、敏覚の申文は築瀬保が東大寺領であることを強調したようである。それに対して、信平は次のように答えた。

《築瀬保が東大寺領であるとは全然知らなかつた。東大寺に下された院庁下文<sup>(六六・三)</sup>にも築瀬の地名が見えていないからである。新莊は築瀬・薦生を含まない。詳しいことは先日の在庁解<sup>(七〇・九)</sup>に見えている。実地を調査したら全体が明らかになるだろう。今度出た院庁下文によって築瀬・薦生の公田が国領であることは明白になつてゐる。国

司が宣下のとおりに沙汰して、それが違勅になることはどうしてありえようか。東大寺側が宣下にそむき妨害を継続することこそ、朝威を軽ろんずるものでないだろうか。東大寺側がよりどころとしている国司序宣（B七・三）は偽文書である。正文を取り寄せていただきたい。花押を見たら、偽文書であることは明白になろう。悪僧らが偽作した文書であるから、国司がどうしてそれを知っていることがあろう。信平の言い分が「今度序御下文」に論拠を置いていることは明らかであるが、その原本も写しも現存しないので、詳細が判明せず、信平の主張もどれだけ根拠があるのか明らかではない。のちに東大寺が主張したところによると（B八・三）、この下文の主旨は、東大寺別当顯恵が申し下した出作田数のほかに出作があればそれを停止すべし、と書かれていたらしい。したがってそれをよりどころにして黒田新莊を廃止しようとする国司・俊方の企ては、それを正当化するだけの十分な理由を持たなかったようである。興福寺の応援を得て強力に遂行した新莊転覆の工作もついに失敗に終わったのも当然であった、といえよう。俊方はこのあと元暦元年（一一八四）に大神宮領田原御園を侵して

供祭所を焼いているが（B八・四）、その後のことは知られていない（B一〇・五）。俊方は、以上のようにして東大寺の黒田莊支配機構のそとに追放されたが、その子の兼俊は、黒田莊内中村に作手を保有しており（B七・三）、新莊の下司にもなった（B五・二）。東大寺が俊方の一族をさして敵視しなかつたことがそれによつて知られる。

東大寺は翌安元二年（一一七六）に箭川・中村・夏見・築瀬において檢注を実施し、出作二四二町九段三五〇歩、新莊四六町二段一四〇歩、計二八九町二段一三〇歩の耕地の存在を確かめた（B七・三）。檢注帳によると、この面積は、天治目録定の二七八町三段歩に比すると、一〇町九反一三〇歩の増というが、天治三年（一一二六）正月日の名張郡司解（B五・二）所見の国檢田当時の得田すなわち耕作中の田地は二六六町五段六〇歩であつて、この檢注帳所載のものと小異がある。いずれにしてもわずかながらも耕地が増加していたことには変わりはない。

東大寺が名張郡で檢注を行ない寺領の支配力を強化したのに対して、国司はその翌年の治承元年（一一七七）に北伊賀で国檢田を実施した。年末の十二月に栢殖川合兩郷司か

ら提出された解(B八・三)によると、鞆田荘では、田地五三町二段二四〇歩のうち現在耕作中の作田は三六町二段一〇歩<sup>⑤</sup>と認められた。この鞆田荘は東大寺領であるかそれとも平家の支配する六条院領であるか、文書の表面からはいずれとも判定しえないが、名目はいずれにしても、実際は平家が支配する鞆田荘の実体を示したものであろう。東大寺が支配していた玉滝・湯船以下の荘に対しても国検田が同時に行なわれたのでないか、と推測されるが、史料がなく、具体的事情は判明しない。

### 一三

保元・平治の乱後、平家が地方で勢力を拡張し、家人を荘園・公領の地頭に任命して、それらの所領の管理権を掌握しようとしたことは、周知の事実である。さきに紹介した、左衛門尉平貞能の南伊賀への進出なども、その一環として理解すべきものであろう。しかしこの家人の配置は、のちの頼朝のように総括的な地頭任命権を得た上のことではなかったもので、さして広範囲に及ばなかったことも周知の事実である。平家としては、地方での勢力基盤を固めら

れないままに、中央の諸勢力と対抗し、それらとの力の釣り合いの上に存在を維持する以外に行き方はなかったのである。その場合、院・天皇とその近臣、摂関家に対して平家が取った措置は一応の目的を達した、ともいえるが、みじめに失敗したのは諸大寺に対する場合であった。当時の平家が動員することができた武力では、個々の諸大寺の僧兵の力に対抗することはできても、それらが連合した時にこれを圧倒することは困難であったからである。しかし平家が曲りなりに諸大寺の圧力に耐えられたのは、延暦寺対園城寺、延暦寺対興福寺、興福寺対東大寺などの、諸大寺間の対立抗争が激しく、諸大寺が連合して平家に当たるといふ事態が容易に現出しなかったからである。したがって、後白河法皇の園城寺受戒に関連して、「宿世」ともいふべき延暦寺対園城寺の争いに平家がまきこまれ、院と園城寺との連合勢力を敵にまわしたことは平家没落の第一歩であった<sup>⑥</sup>と言わなければならない。

興福寺の武力を利用して東大寺側に報復した、と疑われた伊賀守源信平は、治承二年(一一七八)春の除目で退任し、代って平経俊が補せられた(『玉葉』治承二・正・廿八)。この経俊は前に伊

賀守となつた経盛の子である。かれは翌三年十一月十九日の除目で若狭守に転任するまで伊賀守に在任したはずであるが、経俊の名による庁宣などが現存しないばかりでなく、養和元年（一一八一）に行なわれた伊賀国在庁兼信と東大寺所司参暁との問注（九八・三）の間にもその名は全然現われな<sup>⑧</sup>い。これにはなにか事情が存するのかもしれない。経俊転任のあと、治承四年（一一八〇）正月の除目で、太政官長者の小槻隆職が伊賀守に任じられた（四・正・廿八）。かれは故実に通じ、九条兼実の信任も厚かつた（十一・十六）。隆職は伊賀守に就任すると在京の雑掌から次の事実を聞いた。

《東大寺の仙山は、天喜四年（一〇五六）閏三月廿六日に寺家の申請によつて官使が派遣され四至の標示が定められている。しかるに仙人らはその境を忘れ公田を略領し、かつてに官物換算率を減じて封米に充当しその残りの官物も押えて国司に納めない。その上に前司信広の在任当時にはばかりごとをもつて国判を取り、出作の上に三〇〇余町歩の国領を押し加え、学生供の莊と称して国使を入れさせない。早く道理にまかせて出作を停止し、国司から東大寺封米を弁済するようにすべきである。隆職はその申分をもつと

ものであるとし、二月廿四日の奏状（九二・四・三）をもつてそのことを訴え朝廷がこれを裁可することを要望した。それに対する太政官の決定は、源頼朝の決起の報が京都に達した（四・九・三）直後の九月十二日の官符（九二・四）で公表され、黒田莊本免田以外の加納・出作は停止されることになつた。意外なさばきに接した東大寺は、すぐ中央に出訴することにして、その準備を進め、十月には関係文書の目録を作成した（九三・三）。

一方、南都の僧兵は興福寺を中心として反平家の旗色を次第に明確にし、十二月になると大ぜいで群起した（九四・十二）。しかし当初は源氏に味方するものが少なく（九四・十二）、平家にとつてそれほど恐るべき勢力ではなかつたらしい。それでも平家は軍を奈良に派遣し悪徒を捕え房舎を焼き払うことを定め（十二・廿二）、ついにそれを実行し、東大・興福兩寺のほとんど全部の建物を焼いた（十二・廿九）。その上に翌五年正月四日の宣旨（五・正・八）で門徒の僧侶はすべて公請停止、現任の所職解任、所領収公の処分を決定した。かねてから黒田莊を倒す機会をねらっていた伊賀国司としてはまたない好機が到来したわけである。かれら

はためらうことなく莊の収公を断行した(九八・三)。しかし

閏二月四日に清盛が死んで、平家の形勢が不利になつてくると、朝廷でも兩寺に対する処分を緩和する意見が出て(五・玉藻<sup>治政</sup>、<sup>五・四二</sup>、<sup>五・廿六</sup>)、三月二日の宣旨(九八・三)で寺領莊園・寺僧所領ともに収公処分を解除した。黒田莊もそれによつて当然

収公を解除されるべきである、と東大寺は考えた。しかし伊賀国司が応じないので、東大寺は三月日の奏状(九八・三)をもつて後白河院庁にこれを訴えた。伊賀国司もそれに対して在庁官人が関係文書を提出した(九八・三)。東大寺も、頼田・丸柱などの寺領が停廃されたあとの封米の負担先きを明記した文書を六月三日に提出した(九八・三)。

伊賀国司が黒田莊の収公を解除しないうえに、大仏と大仏殿再興の重い負担を負う東大寺にとつて耐えがたいことは、興福寺の復興に協力を強いられることであつた。興福寺の復興計画は治承五年(一一八二)三月中旬ごろから具体化しはじめ(五・三、<sup>五・三三</sup>、<sup>五・三十二</sup>)、その造営料所として大和国を当てるのが朝議にのぼつた(五・三、<sup>五・三三</sup>、<sup>五・三十一</sup>)。後白河法皇の勅問を受けた右大臣兼実は、興福寺側が大和国の全分を寺に付することを要望しても、詳しく調査し、興福寺の再興だけを

負担するか、東大寺もともに造営するのか、よく評定思慮して決定すべきである、と答申した。造興福寺国の指定は廿四日に行なわれるはずであつたが、延引し、六月中旬になつてようやく発表になつた(五・玉藻<sup>治政</sup>、<sup>五・十六</sup>、<sup>五・十五</sup>)。問題の大和国はそのなかに見えず、伊賀国は淡路・越前兩國とともに経蔵の造営を負担することに定められている。造東大寺行事官の除目は六月廿六日に行なわれた(五・玉藻<sup>治政</sup>、<sup>五・十六</sup>、<sup>五・廿六</sup>)。方丈記などで著名な凶作のさなかに兩寺の造営を進めることの困難なことは当時既に意識されていた(五・玉藻<sup>治政</sup>、<sup>五・七三</sup>、<sup>五・七三</sup>)。大極殿の造営のために用意した材木を興福寺の講堂造営に流用しようということが一時朝議にのぼつたのも、このような困難がその根底にあつた。

焦慮した興福寺は大和国に多く存する同寺領に段米一升を賦課して、寺僧負担に定められた食堂(五・六、<sup>五・十二</sup>)の工事に着手することになつた。その場合、負担が寺領の作人に及ぶことはもちろんである。ところが大和国では東大・興福兩寺の寺領が複雑に入り交じっているので、作人が兩寺領同一人ということも多かつた。身分としては東大寺領の作人であることが認められていても、興福寺領田を耕作し



一四

ていることによつて造興福寺食堂役の段米が課せられることは当然ありえたはずである。興福寺では集会を開いて、ひとえに東大寺領の作人と認められるものには造食堂役を課さないことを定め、七月廿四日にその旨を東大寺に通知したが(九八・三)、集会の決定は莊の現地までよく徹底しなかつたようである。東大寺三綱は八月七日の申状(九八・三)をもつて興福寺を管理している撰閥家に対して、興福寺が長者の仰として東大寺領や寺僧領に対して寺作料や人夫役を課することを訴えた。東大寺別当禎喜は八月九日の書状(九八・三)をもつて、三綱らの申状(九八・三)を東大寺俗別当で造東大寺司長官の右中弁行隆に進達し、翌日に迫つて、造東大寺の事始が行なわれないようになるとの理由で、造興福寺役を免除すること、興福寺の仕丁・中綱らが東大寺領に乱入して責勘することを禁止することの御教書を要求した。この交渉のその後のなりゆきは不明であるが、二年後の寿永二年(一一八三)の当時、興福寺の食堂はなお竣工せず、寺僧らはその善後策を申し合せている(九八・四)。

黒田・玉滝両莊をめぐる東大寺と伊賀国司との問注は養和元年(一一八一)八月十八日に行なわれた。当初は八月四日の予定であつたが(九八・三)、その実施関係の史料は少しも残っていない。おそらく、なにか事情があつて延期されたのか、行なわれたとしても、実質的な討論はなかつたのであろう。十八日の問注には、東大寺から勾当の参暁、伊賀国から在庁源兼信が出席してそれぞれ當事者となり、公文箋俊兼らが立ち合つた。問注については、中村博士が詳述しておられるが(四一〇四頁一〇ページ)、両莊に分け書きしたために問注それ自体としては少し不明な点が生じている。ことにこの問注を最後として、国司との争いは解消するので、やや詳しく述べることにする。

東大寺が伊賀国司の黒田莊取公継統を訴えた所司等の解(九八・三)の内容は、あらまし次のようなものであつた。《伊賀国司が、黒田莊は本免のほか数百町歩公田を略領している、と言上したのは、詐欺もはなはだしい。本免以外の出作・新莊というのは、元來寺家が地主の東南院から券契

を寄進されたもので、八〇人の木工はこの地を居処として  
国役を免ぜられ寺役だけを勤めている。所当官物は、田が  
木工の負田なので他の公田と異なつてこれを減じ、二斗米  
のうちで東大寺の封米に当て残るわずかのものを国司に納  
めることになつている。問題はその収納の方法であつて、  
国使が荘内に入ることは寺にとつてわずらわしいので、国  
司に訴えたところ、免除の庁宣(B七・三)が出た。よつて東  
大寺は院に奏して承安四年(一一七四)に「一向に寺領と為  
す可し」との庁下文(B七・三)を得た。(中略)これらの出作  
は元来寺領であつて、本来の公田とは異なつているし、国司  
の承認も得ている。それをどうして押領といつてよいか。  
問注は、この東大寺の解に対して在庁兼信の弁明を求める  
ことから始まつた。<sup>⑤</sup>

兼信は大略次のように答えた。《伊賀国司が黒田本荘を  
停廢した、というのは事実無根である。さる正月に東大寺  
領没収の宣旨が出たけれども、国司は荘の四至内の檢注も  
しなかつたし、所當も免除した。したがつて、もとのよう  
に寺領とせよ、との宣下があつてからは、なおのこと黒田  
荘のことに干渉してはいない。そのことは東大寺側が提出し

た四月廿日付の留守所下文で明らかである。また国司が黒  
田・安倍田・大屋戸の三村にわたる黒田本荘を停廢したこ  
とはない。新荘というのは、元来が国領として官物を納め  
国役を勤仕してきたもので、新荘と号するようになったの  
は承安四年(一一七四)ごろからである。出作は、段別三斗  
の官物を国司に納め雑事を東大寺へ勤めることになつてい  
る。国司はその地利・官物をもつて東大寺封米に充當し残  
りをもつて公方・朝廷への納物を支払つている。在庁官人  
としては、前々司の信広が在任中に新荘の別精算を許可し  
たことは、その当時聞いたことがなく、次の国司の信平の  
時に前司の庁宣(B七・三)があることを始めて承知した。そ  
こで守の信平は奏聞して東大寺の妨げを停止せよ、との院  
庁下文を得た。当任の国司隆職はその下文によつて官符  
(B八・三)を申請して、加納・出作を停廢したのである。在  
庁官人はまた、承安四年(一一七四)に院庁が下文(B七・三)  
をもつて出作・新荘の不輸を認めたことは全然聞いたこと  
がない。もしこの下文が国司經由で下されたならば、在庁  
官人が知らないことがどうしてありえよう。<sup>⑥</sup>今度の訴訟に  
よつて、この事実が始めて明らかになつたのである。こと

にその院序下文には東大寺領になった田の面積もあげず四至の標示も定めていない。東大寺はやみくもに数百町歩の田畠を略領したものである。在庁らは院序が出作・新莊を免許したことを知らなかった。

東大寺所司参晧は兼信の弁明に対して次のように主張した。《伊賀国司が黒田本莊を停廢したことはない、というのはもつてのほかのうそである。莊官を改定して他人を補任し収納使を入れて官物と引出物を徴取し庁小目代をもつて使として、寺家の使を莊内に入れさせない。これ以上の莊園の停廢とはどんなことをいうのであろうか。新莊・出作の場合も同じである。守信広の庁宣(六七・三)と院序下文(六七・三)を東大寺が留守所に知らさなかつたのは、もとからの寺領であり、新立の莊でもなかつたからである。在庁は、守信平の時に停廢したと主張したが、寺家がそのようなことを聞いたことはない。また国司庁宣・院序下文に田地の面積の記入のないのは、元來寺領であることが明白であるからである。名張一郡の往古からの寺領は、薦生の出作を除いて二八九町二段一三〇歩である。関係の証文を提出するが、そのうちの天治二年（一一二五）の国検田目録

(〇五八・二)には国司の判があり、寺領の田地面積は明らかになっている。ところが、数百町歩の公田を押しこんだ、と院に奏するために国司が根拠のない田地面積を付け加えたのは不当である。また阿拝郡の玉滝の寺領を名張郡の新莊に加えたのも不当である。これも田地面積を増すためにわざと混同したものである。在庁が主張している築瀬村の田畠は、二八九町歩の寺領のうちである。在庁が提出した安元の院序下文には、顯恵が申請した出作田のほかに出作があれば停廢せよ、とあつたことは明らかである。しかし顯恵申請以外には出作はないのであるから、この院序下文は、寺領を停廢すべきでないことの証拠ともいふべきものである。黒田本莊の三箇村の名字が前後の陳狀で相違するのも話にならないことである。前の陳狀には玉滝・板蠅・黒田とあつたのに、今度の陳狀には黒田・安倍田・大屋戸となつている。このように変わるからすると、国司側は詳しい事情を知らないらしい。

兼信は参晧の非難に対して次のように答弁した。《国司側が黒田本莊を停廢したことがないのに、東大寺が停廢したと主張するのは、本莊の作人が出作をも兼作しており、

出作の所当官物を国司側が催促したためであろう。名張郡以外の田を注し加えたのは、それらもすべて寺家が妨げをしていたからである。安元の院庁下文を証拠文書に提出したのは、承安の院庁下文(六七・三)が田地面積を記載していないので、停廢の証文となる、と考えたからである。東大寺側が提出した証文というのは検田帳であるが、これは年々田地面積が同じでないから、証拠とするには不足である。院使をもつて突検されたら明らかになるだろう。築瀬村は、出作でなく、新莊のなかではあるが、往古からの国領である。それを出作のうちに加えたのは、はなはだしい不当である。応保二年(一一六二)十月十一日と承安元年(一一七一)七月一日の宣旨には国領とすべきことが明白に書かれている。黒田本莊三箇村の名字の書き誤りは、さきの解状の目録に書き加えたのであるが、のちの注文は直して提出した。》

参曉は、それに対して、国司は、出作・新莊の所当官物について、名張郡司に命じて徴符を出させたが、本莊の場合には沙汰人を改めて、官物を徴収し引出物を責め取った、と主張して、兼信の弁明を否認したのち、阿拝郡の田地と

築瀬の領有についても、次のように言いはった。《阿拝郡の田は天平廿年(七四八)十月廿七日に官符が出て勅施入のうちである。それを今になって始めて寺家が妨げをなすなど、申してよいものであろうか。阿拝郡の田が天平以後、寺領であることは、保安四年(一一二三)明法博士勘状(九五・一)にも見えているし、応和・天徳の庁宣(九五・一)にも正税を免除しており、一色不輪の寺領である。それを、寺家が妨げをするから注し加えた、と兼信が主張するのは不当である。築瀬村が昔から黒田莊の出作の内であることは、天治二年(一一二五)国検田目録(〇五・二)や承安二年(一一七二)の庁宣(六七・三)などに明白に出ている。承安元年に国領とせよとの宣旨が下ったことは事実であるが、その翌年には東大寺に対して国領免除の庁宣が出た。したがって同四年の院庁下文(六七・三)のなかでも免除され、東大寺ではその官物をもつて学生供料と三十講供料に充当している。それであるのに、国司側が院庁下文を破って出作と新莊を停廢したのは、はなはだしい不当である。》

兼信は玉滝莊についてあらまし次のように主張した。《玉滝莊の勅施入というのは、地二町と墾田七町一段であ

った。東大寺がこの施入田にかこつけて、一〇〇余町歩の田地を略取したのは、はなはだしい不当である。東大寺側があげた応和・天徳年間の宣言には田畠のことが記載されておらず、ただ修理職が柚に入って造る材木の処置が書かれているにすぎない。その後の代々の国司も玉滝の田地をもって公領として、所当の官物を徴収している。伊賀国では四郡のうち名張郡がすでに略領され、阿拝郡も半郡は同様に略領されている。残る二郡も伊勢大神宮や諸院宮・撰闕家などの所領が多く国司が支配できる国領地というのは全然ない、といってよい。院使を派遣して寺家が訴えている田地の檢注を行なったなら、国司が申していることの正しいことが明らかにならう。

参曉は、それに対して玉滝荘が天平廿年(七四八)の勅施入以後、東大寺が連続して田地を買い集めたことを証する文書を多くあげ、天徳・応和年間に、これらの田地の正税を免除する国判を得たことを主張し、玉滝荘が一色不輪として現在まで活動していることを強調したあと、平家が領有している輛田荘について次のように述べた。《輛田村は玉滝荘内にあつて東大寺に寺役を勤仕してきた。保安四年

(一一三)に輛田荘の停廢について東大寺が忠盛と訴訟した際の明法博士勘状(九五八)にも、「件の村の沙汰、寺家道理」との所見が明らかに出ている。しかし輛田荘を押領しているものが権門(平家)なので、輛田荘は寺領であることを停廢されたままになっている。玉滝荘は一色不輪である上に、封米を課せられているだけでも大きな敷きである。いわんや、寺家が略領したなどと在庁が訴えたのは、謀略というべきである。阿拝郡の寺領はわずか一〇〇余町歩である。どうして半郡に及ぶことがありえよう。参曉はそのあと、天平神護二年(七六六)の国郡裁定に田地が八四町四段二七〇歩が記載されていること、天徳年間(九五七-六一)には田畠五〇町歩が開発され、応和年間(九六一-四)に旧例によつて開発の所当官物を免除する国判(九五八)が出たことを強調した。

東大寺・伊賀国在庁双方の主張を聞いていた院司らは、それらを整理し、まず東大寺側に対して、在庁側の主張で理由があると思われる点をあげたあと、東大寺側の主張について不審の点を大要次のように指摘した。《承安四年(一一七四)の院庁下文(六六三)は東大寺だけに下されたも

のではなく、在庁官人にも命令するものであったことがその状の面に見えている。しかるに東大寺は国司の施行の符も取らないし、所定の手続もふんでいないのは、疑いが残り不審である。東大寺の主張では名張郡の寺領田は二八九余町歩とのことであるが、在庁の申状では三五六町六段二〇七歩となっている。東大寺が訴える田は二八九町歩に限るべきであろう。次に築瀬村については、安元元年（一一七五）と承安元年（一一七一）の両度に、築瀬村に限って出作を停廢するとの宣旨が出ている。<sup>59</sup> そのことから考えると、在庁の申状のとおり築瀬村には東大寺の出作以外に国領があつたのではないか。最後の玉滝柚についても、柚外の作田は公領である、と国司は陳状で主張している。寺家が提出した天平官符には、「地二町、墾田七町一段、屋八宇、板倉七間」とあるが、そのことからすると、それ以外は公領とすべきではないか。<sup>60</sup>

院司の質疑に対し参曉は、新莊と出作を合わせて田地面積が二八九町二段一三〇歩であることを、安元二年（一一七六）に東大寺が行なった檢注<sup>61</sup>（BB七・三七八・三九八）に基づいて明らかにしたのち、国司が陳状で主張した三五六町六段二〇七

歩に対して痛烈な批判を加えた。東大寺側の見解<sup>62</sup>（B八〇〇）によると、筋川・中村・夏見の三村については、両者の言い分は差がほとんどなく、大きくくいちがうのは築瀬村だけである。国司側は築瀬で東大寺側の言い分よりも三一町五段歩多く書き出した。国司側はまた、四ヶ村以外に、在所を明記しないで、国司館田三町四段・在庁自名二三町四段・安富名一一町二段、計三八町三段歩が寺領に押領されている、として書きあげた。参曉らの批判は、築瀬とこの国司館田などに加えられた。

当時の築瀬村は、東大寺の言い分によると、次のとおりである。《東大寺は領家である上に、東南院が私領主権を保持している。したがって東大寺・東南院の両方に課役を納めなければならぬが、それは住人の煩いとなるので東大寺使は入検しないことにしていた。東南院では、承安元年（一一七一）の国司徴符<sup>63</sup>（B七・三）に基づいて田地面積を七四町一段一八〇歩とし、その内、出作以外の「十六町」<sup>64</sup>内の七町二段・比奈知押作分・神領の六町三段一二〇歩を除き、残りの定田六〇町一段一八〇歩から所当官物を徴収して東大寺に納めることにした》。国司側は、築瀬自体の田地を

五四町二段六〇歩とし、そのほかに下津名張三七町四段一  
二〇歩を加えて、九一町六段一八〇歩とする。東大寺側の  
主張との差の三一町五段歩は、おそらく下津名張を含める  
か否かによって生じたものであろう。東大寺が強く批判し  
たのは、国司館田・在庁自名である。この二者のうち国司  
館田は天治二年（一一二五）名張郡国検田目録（OB五・三）にあ  
げられている「御館分田三町四段百廿歩」と同一のもので  
あろう。在庁自名は他に所見がない。<sup>⑧</sup>東大寺は、箭川・中  
村・夏見・築瀬の四村に以前割当てられた「立用田」（OB八・四）  
がそれであるとし、実際の田は、箭川・中村・夏見に設置  
された新莊のうちに含まれており、国司側がこれを書きあ  
げたのは重出であり、「無足之田」である、と国司側を批  
判した。最後の安富名は古山莊内にあつて、黒田莊出作や  
新莊と関係がないことを、莊官へ問い合わせて、明らかに  
した。

参旣は以上の事実を明らかにしたあと、承安四年（一一  
七四）の院庁下文（B七・三）を国司に知らせなかつたことに  
ついて弁解し、さらに一色不輪となつた二八九余町歩のう  
ち、東大寺封米負田一一〇町歩と常荒・川成・神社仏寺

田・莊官給田・村々井料・運賃を控除すると、学生供米と  
して東大寺に納められるものは二〇〇石ばかりであること  
を主張した。<sup>⑨</sup>参旣はまた、玉漣・内保・湯船・真木山は天  
平勅施入のうちであることを強調したあと、官長者として  
行政に明るい守の隆職がこれらの莊を、承安四年（一一七  
四）に新立されたと主張されている出作・新莊に加えたの  
は、理に合わないとして、隆職を非難した。東大寺は段歩  
も公田をかすめたことはないとし、国司のいう五〇〇町歩  
は「虚誕」である、ときめつけた。

次に院司は在庁兼信に対して大要左のごとく質問した。

兼信は、黒田本莊を停廢したことはない、と主張してい  
るが、東大寺の申状によると、東大寺は既に証人を指定し  
ているとのことである。また出作と新莊についても兼信は  
また、東大寺が院庁下文（B七・三）や国司庁宣（B七・三）を留  
守所に通達せず施行の符を取らなかつたので、知らなかつ  
た、と主張している。しかし在庁が提出した、前司の信平  
が安元元年（一一七五）に得た院庁下文には、「件の出作願  
惠法印別当為る之時、庁の御下文を成被れ畢ぬ。件下文の  
田数の外、尚寺家自ら其の妨を致す歟。若し然ら者宜し

く停止せ令むべし。」とあつた。去年九月申請の条事官符(九八・三)には、伊賀国在京雜掌解状として、前司信広の時(九三四)には、かりごとをもつて国判を取つた、と述べているが、国判のほかに院庁下文(六六・三)がある、とは書き載せていない。東大寺が留守所に院庁下文を通達しなかつたとしても、在庁はさだめしそれが出たことを知つていたのであろう。

兼信の答弁は前後相違しているが、その事情を事実によつて弁明せよ。

兼信は、院司の追及に対して、おおむね従來の陳述を繰り返して弁解したあと、「国司信平以後、国領す可き之地無きに依て、拝任之後、朝に各辞退申」したことを指摘し、「当任(隆職)にも此の如き之掠領を止め被れ不候者、徒らに国郡之名有りと雖も専ら封家納官の済物に煩ふ可し。」として、院庁の決断を要望した。

八月十九日の院庁での問注は以上のごとくで終わつたが、院庁は參暁・兼信の訴論のいづれを是とすることもできず、裁許が遅延しているうちに、東大寺側は、封米や百口学生供米の納期が終了する、と言ひ出したらしく、院庁はそれを理由として、養和元年(一一八一)十月二日の院宣(〇八・四)

をもつて、東大寺が黒田莊出作・新莊に対して所当米を催徴するのを許可した。最終の決定はなおなされていないが、東大寺が事実上勝訴したことは、確實である。それにしても、伊賀国司側の訴訟準備の不足は顔をおおいたくなるほどであつた。官長者として令名高い隆職が守でありながら、實際の問注では、その配下の在庁官人があの程度の議論しかなしえなかつたことは考えさせられる。久安五年(一一四九)の問注(六四・八)の際の利宗や保元(一一五六・九)年間のたびたびの訴論(八六・二九〇九、二九一九)の時の在庁官人は、玉滝・黒田両莊の沿革や現実をよく知つており、そのうえで東大寺側と対決する氣力をみなぎらせて議論をした。それに比べると、兼信の答弁にはそのようなものが感ぜられない。在庁兼信の準備不足に対して、東大寺勾当參暁は、安元二年(一一七六)の檢注を根拠に正確な議論を進めて、敵方の虚を巧みに突いた。在庁官人が訴状で述べた五〇〇町歩の公田の押領は、阿拝郡の田地を含めたものであることを早く指摘し、従來の訴論では東大寺の泣きどころであつた玉滝・湯船両莊の治田面積に問題を發展させなかつたなどは、鮮やかというのほかはない。



一五

参晓と兼信が院庁で対問したところから、東大寺の復興計画は次第に軌道に乗り始め、十月六日には大仏の铸造に着手した(『玉葉』<sup>養和</sup>元・十・三)。その資財は勸進・奉加によることとし、重源は、洛中をめぐって後白河法皇をはじめ上下をとわず奉加を受けた。法皇は銅一〇斤を奉加したが、ほかに錢一、〇〇〇貫文・金六両を喜捨するものもあった(『玉葉』<sup>養和</sup>元・十・九)。大仏の铸造は宋人陳和卿がそれに当たった。工事は寿永元年(一一八二)秋にはほぼできると云われたが(『玉葉』<sup>寿永</sup>元・七・廿四)、延引し、同二年重源が右大臣兼実と面談した時は、四月ごろに鑄る、と語った(『玉葉』<sup>寿永</sup>二・正・廿四)。実際の铸造は五月十九日であった(『玉葉』<sup>寿永</sup>二・五・十九)。平家の攻撃で損じた大仏はこのようにしてまず復旧したが、皮肉なことに、その直後に北陸での平家の軍の敗北が決定的となり、かれらは七月廿五日に京都を捨てて西海に逃げのびた(『玉葉』<sup>寿永</sup>二・七・廿五)。その後、入京した源義仲のもたつきに乗じて平家は退勢を回復し、摂津福原まで進出したが、京都に帰ることができず、元暦二年(一一八五)三月廿四日に壇の浦で一族の多くが戦死して、

滅亡した。

頼田村を平家に奪われた恨みを持っている東大寺は、平家が京都を退去した翌月の寿永二年(一一八三)八月に院庁に解状(B八・四)を提出して、頼田荘の返還を要求した。その解状は、承徳二年(一一〇九八)に平正盛がその私領をもって六条院領を設立した時に玉滝内の一四町歩をその荘園内部に囲い込んだことから説き始めて、その後の寺領の押領が六〇余町歩になったこと、保安四年(一一二二)の明法博士らの勘状(B五・八)では、「寺家申す趣旨尤も其の理有り、早く寺領と為す可し」との法家の意見が提出され、今にも裁可の宣下が下りそうになったこと、忠盛が訴論奉行の職事を手なづけ裁可を妨げる一方、東大寺側の不満や憤りをなだめるために私の下文(B五・二)をもって頼田村に対して東大寺に封米を納め寺役を勤めるように下知したこと、しかし忠盛の沙汰人として現地の経営を管理していた家貞は忠盛が謀略からこのような下文を出したことをよく知っていて、その命に従わなかったことなどをあげ、最後に大仏を焼いたために仏罰を受けて平家の一門が亡ぶようになったことを強調した。院庁は閏十月廿一日の下文(B八・四)

をもつて鞍田荘が東大寺領として復旧することを認めたと、その際に院庁は、平家の所領として官に没収して東大寺に返還する、という形式を取らずに、保安四年(一一二三)の明法博士勘状(九五・九八)が平家の鞍田村領有の正当性を早く疑つて寺領は改易すべきでない、と勘申したことをあげ、その観点から鞍田荘を東大寺に返還した。

院庁が平家の旧領の処置についてこのように慎重な態度を示したのは、当時の微妙な政治情勢が影響していた。

平家が没落した直後、院庁は平家を朝敵として追討することを定めた(一七・七、一七・七)。平家の旧領は当然没官されるはずで、現に平家退去の直後の公卿の評議でもそのことが論じられたほどである(一七・七、一七・七)。しかし代つて入京した源義仲は、部下が京内で略奪を行なつて当初から公卿らにきらわれたうえに、以仁王王子の天皇擁立を強く主張して、かれらを当惑させた(一七・八、一七・八)。都落ちした平家は、安徳天皇を擁して政治的に有利な立場にあつたが、この院庁下文

(一八・四)が出た閏十月廿一日の前後には、九州から反転して備前国まで進出し、美作国以西はその配下に属した、といわれるほどに勢力を回復していた(一八・四、一八・四)。戦いの結

果によつては再び京都を支配しないとは言いきれない形勢である。また一方、最初に兵をあげた頼朝はこのころようやく院庁と連絡がつき、院庁使泰貞に託して、社寺に勧賞を行ない所領を復旧すること、平家が押領した院宮・撰閤家以下の所領は旧主に返還すべきであつて頼朝の所領としないこと、平家に従つて都を退去した郎従で重い罪があつても斬罪に処さないこと、の三ヶ条を院庁に申入れて(一八・四、一八・四)、朝廷や関係の社寺に好感をもつて迎えられた。十月十四日に発せられた宣旨に、東海・東山・北陸三道の荘園・公領はもとのとおりと本所が領知せよ、とあつたのは、朝廷が頼朝の申入を容認したことを示すものである(一八・四、一八・四)。東大寺に与えられた、鞍田村返還の院庁下文(一八・四)もこの宣旨に基づいて出されたことは改めて言うまでもないが、この荘を平家の旧領として没官する、と述べていないのは、頼朝の申入の主旨にそつてこの下文が出されたことを如実に証明している。

鞍田村の東大寺領復旧に対して、伊賀国司がどのように反応を示したか、というと、当時の国司は、守の小槻隆職が既に退職しており、代つて武士の山下兵衛尉義経がその

任にあつた（『玉葉』<sup>壽永</sup>）。この義経は義家の弟の義光の子孫

であつて（『尊卑分脈』<sup>清</sup>、頼朝の挙兵後まもなく近江・伊賀

を根拠として反平氏の軍を起こした（『玉葉』<sup>治承</sup>）。忠盛の時

代にその沙汰人として頼田莊を管理した家貞の子で筑前守

平貞能の兄の平田家継がすぐ義経の軍の制圧に着手したが

（『玉葉』<sup>治承</sup>）、義経は延暦寺の堂衆を味方に引き入れ（『玉葉』<sup>治承</sup>、

十二）、本拠の山本城にこもつて平家の軍にしつこく抵抗

した（『玉葉』<sup>治承</sup>）。東大・興福兩寺の焼失以後のかれの行動

は明らかでないが、子の義明は美濃での平家勢との合戦で

敗北している（『香奩鑑』<sup>治承</sup>）。義経は、その後、義仲の軍に

協力した、と推測される。『平家物語』（<sup>卷第八・山門御幸</sup>）には、そ

の子の義高が、後白河法皇の京都還幸を守護する義仲の軍

勢の先頭に立った、としているし、寿永二年（一一八三）十

二月廿一日に右衛門権少尉に任ぜられ檢非違使の宣旨を受

け、翌三年正月廿日の戦いで義仲といつしよに敗れた源義

広も、『吾妻鏡』（<sup>五・廿</sup>）によると、伊賀守義経の男、す

なわちかれの子であつた。かれが平家の都落のあと伊賀守

に任じられたのは、おそらく義仲の推挙によるものであろ

う。任官の時期は、義仲が左馬頭兼越後守に任じられた八

月十日か、または義仲が伊予守に転任した同月十六日の除

目（『百鍊抄』<sup>壽永二</sup>）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

八・十・十六）か、それとも同月廿五日の除目（『玉葉』<sup>壽永</sup>、

賀國に赴く弟の九郎義経に対してなすべきことを指示した。保行の所領の所在地も不明であるが、子の康兼がのちに關東御家人として黒田本莊と出作に所領を持つていたことから推すと(平三三九)、黒田莊の住人であつたとして、よいかもしれない。ことによると、その所領は、黒田新莊下司であつた平家郎従の宗紀七景時(平三三九)と戦つて得たものかもしれない。いずれにしても保行は平家の勢力が手薄すな南伊賀で決起したに相違ない。かれは国司に任じられた山本義経に対抗するために、早く頼朝に忠節を誓つたものであろう。伊賀守義経は、このように腹背に敵を受けていただけに、輒田莊が東大寺に返還されたことに異議を唱えるいとまはなかつたであらう。義仲が敗死したのちは、当然のこととして伊賀守を解任されたに相違ない。だれがその後任になつたかは不明であるが、義仲が敗死してから一ヶ月後の寿永三年(一一八四)二月十九日に大介藤原朝臣の序宣(平八・四)が留守所にあてて発せられ、輒田莊を東大寺領として復旧させるといふ院庁下文(平八・四)によつて国役を免除することを通告した。

しかしこの大介は、頼朝が三月廿日に伊賀国守護に任命

した大内惟義(平三・三三・世)によつて国務を処理する権限を奪われた(平八・四)。その理由は明記されていないが、平田家を継を中心とする平家の殘党の勢力が無視できないために、守護が国務を処理する必要があつたことは疑いない。惟義は当時の頼朝の配下としては最前列の一人であつた。その惟義を伊賀國の守護としたのは、当然すぎるほど当然の措置であつた。はたして家継は、黒田新莊下司であつた宗紀七景時と組んで、元暦元年(一一八四)七月に兵をあげた。そのなりゆきは『玉葉』の元暦元年七月八日・廿日・廿一日、『吾妻鏡』の同年同月五日・十八日、八月二日・三日の記事に詳しい。挙兵の当初の勢力は侮りがたいものがあつたやうで、惟義の郎従も殺され、その報を聞いた院の近臣もあわてたほどである。この反乱は、『平家物語』巻第十に「三日平氏」(平二・八九・平三)といわれているほど龍頭蛇尾のものであつたが、伊賀ことに北伊賀が平家にとつて最も強固な地盤であつたことだけは確言できる。しかし結局のところ反乱はみじめな失敗に終わり、主謀者家継はもちろん殺され、その首をさらされたが、与同した黒田新莊下司の紀宗七景時もこの時に死んだ。

伊賀の平家の残党はこのようにして滅んだが、かれらがかつて支配していた鞍田荘の処置は、それによってさらに微妙なものになった。鞍田荘がもと東大寺領であったこと、その経営には平家が深く関係したことは明らかであるが、現在は六条院領であり、六条院は平家とは一応別な存在である。頼朝は寿永二年（一一八三）十月の院への奏上で、平家を押領した諸院宮以下の所領は頼朝の所領とせずにもとのように本所に返還すると約束した（『玉葉』寿永二・十・四）。六条院としては鞍田荘の返還を求めてよいはずである。ことに當時六条院を管理した預の飛驒前司広季（B・八・四）は頼朝の配下に入った大江広元の養父であった（『玉葉』寿永三・三・三三）。広季は子の広元と頼朝との関係を利用して、このころから積極的

はとうていできなかつた。頼朝は寿永三年（一一八四）四月三日の下文（B・八・四）をもつて、次のように裁定した。《伊賀五箇荘<sup>⑧</sup>が六条院領であることは文書にも見えているが、東大寺解によると、五箇荘内の鞍田村についての東大寺の主張にも理由がないわけでもない。その上に前年に院庁下文（B・八・四）も下されたことであるから、大仏修復の費用をささえるために、東大寺が鞍田村を支配することにすむ。頼朝のこのような裁定が下つても、六条院側は支配の計画を容易に放棄しなかつたらしく、東大寺はまた頼朝に出訴した。頼朝は七月二日の広元奉書（B・八・四）をもつて東大寺に対して、頼朝としては道理にそむいても、六条院庁が鞍田荘を支配することを停止して東大寺領とすることを命令したうちは、どうして妨害をしたりしようか、と通達した。守護の惟義も八月九日の下文（B・八・四）をもつて、在庁官人に対して鞍田荘の出作田の所当官物を免除するむねを通告した。鞍田荘は以上のような過程を経て東大寺に復帰することに決定したが、実際の復帰は文治元年（一一八五）の地頭設置によつて遅延し、文治五年（一一八九）まで実現しなかつた。そのいきさつについては中村博士が述

べておられるし(八二七)、時代も平安時代を過ぎているので、ここでは説かないで後日を期することにする。

## 一六

玉滝荘を舞台にして起きた問題であつて、なお究明を要する重大なものといへば、久安五年(一一四九)に行なわれたと推定される国司の檢注によつて、はからずも明るみに出た私領主対寄人作人の対立關係がその後、どのように展開したか、ということである。私領主は、前に明らかにしたように、国司の檢注が容易に行なわれないことを利用して、東大寺と結託の上、作人に対して、ほかに類例のない段別六斗という高率の加地子を課した。国司は、私領主対寄人作人の対立關係を利用して、結束の強固であつた玉滝荘の莊民の組織にくさびを打ち込み、それを足場として国司の支配力を莊内に浸透させようとして努力した。両者の抗争は保元二(三年(一一五七)八)のころに最高頂に達したが、その後は次第に下火となつたらしく、養和元年(一一八一)八月に院庁で東大寺所司と在庁の問注が行なわれた時は、在庁側は玉滝荘の私領主の存在を全然問題としなかつた。

その原因はどこにあるのか、の究明が切実に要求されるのは当然と言わなければならない。国司の圧力によつて私領主の不当な加地子徴収が制止されたことが、問注で私領主が問題にならなかつた原因ではない。なぜかという、前に明らかにしたことでは知られるように、保元以後の国司の源長定や藤原資康は太政官に私領主の不法猛悪を訴えていることで、私領主がその權利を放棄していないことが判明するからである。そこで考えられることは、国司がせっかく応援したのにもかかわらず、寄人作人が私領主の圧力に対抗することができなくなつて屈服したのではないか、ということである。これはこの際最も妥当な推測といふべきであらう。できることならば、事實はそのとおりであつたことを史料で実証したのであるが、残念なことにそのような内容を持つてゐる史料が現存しないので、いかんともしがたい。玉滝荘に即して東大寺・私領主対国司・寄人作人のもつれ合いの結末を明らかにすることは不可能であるが、同じ時の黒田荘では次の事実が起つたことが判明して、それによつて玉滝荘のおおよそのことを推測することができるのは幸いと言わなければならない。

東大寺は、承安四年（一一七四）の院庁下文（六七三）によつて黒田荘が一色不輪の寺領であることが確定した翌年の五月十四日に政所下文（六七三）を發して、次のことを黒田荘に命令した。《荘民らは中門・法花兩堂の寄人と号して所当を納めず、柚役の雜事も反抗して勤めず、ややもすると悪行を行なうので、本寺でも莊家でも争いの絶えたことがない。それで前々別当（＝寛遍）の時に兩堂の寄人を停止することを下知した。そのうえに、衆徒の連判・中門法花兩堂の避文・莊官の請文がそろっているので、寄人が禁止されているのは明らかである。しかるに今また、寄人を再び置き悪行を計画している、といううわさが聞こえてきている。それがもし事実であるとすると、はなはだもつて穩やかではない。早く別当寛遍の時の裁定に従つて、新古を論ぜず寄人は全部停止せしむべきである。もしそれでも下知の主旨にそむき寄人を置くことを好むものは、莊官であっても百姓であっても、確かに莊内を追却せよ。黒田荘の莊官は、下司大江則高・公文藤原職光以下、專當・頭領・刀禰ら十二名が連署して五月廿三日に解（六七三）を東大寺に提出し、寄人を興立しないことを約し、莊居住の兩

堂寄人の陳状を副進した。この陳状というのは、五月廿日の莊住中門衆請文（六八六）や五月廿四日の丈部俊弘等請文（六七三）・安部利宗起請文（六七三）などであるか、またはそれに類するものであろう。莊住中門衆というのは、莊に居住する中門堂の寄人の意であるが、丈部俊弘・安部利宗らは、請文・起請文の文面によると、前々別當寛遍の時に兩堂寄人にならないと請文を提出しているから、かつて寄人であったことが推測される。かれらは黒田荘内でのような階層にあつたのか。具体的にいうと、玉滝莊の私領主對寄人作人の對立と比較して、どのような地位にあつたかといふことを探求することがこの際には望ましいのであるが、史料がないので、それを究明できないのは残念である。ただかれらが下司・公文・專當・刀禰の職になつたことは、前記の黒田莊官等解（六七三）の連署にかれらの名が見いだしえないことで明白である。この中門・法花兩堂寄人の禁止について論及したのは石母田氏であるが（八一三）、氏はこの兩堂を興福寺のそれと解釈したために、東大寺領の住人の中に外部（興福寺）の勢力と結ぶものが出現した、と主張している。当時の黒田・玉滝の莊民が条件次第によつて

は、太政官・国司・平家・興福寺など、東大寺外の勢力と結びつき、東大寺に反抗することをも辞さない意気込みであったことは、ほかの史料によって既に明らかにしたところであるから、石母田氏の所見には同意するが、その論拠については賛成できない。

中門・法花両堂寄人禁止の史料は前記のもので尽きているが、それが玉滝荘の私領主対寄人作人の対立の傍証となる、と考える第一の理由は、前に述べたように、第一次の寄人禁止の発令が、保元二三年（一一五七）で最高頂に達した私領主対寄人作人の対立をめぐる東大寺と伊賀国司の訴訟の直後に発せられたことである。東大寺が主張する寄人禁止の理由は、荘民が寄人であることにかこつけて一定の所当・柚役雑事を支払うことを拒否した、ということであるが、この状態は、玉滝荘で寄人作人らが国司の声を得て強行したものと同一のものである。今のところ史料は発見されていないが、玉滝荘の寄人も、作人らが黒田荘と同じく法花・中門両堂の寄人となったところから、寄人と称された、と考えるものである。そして黒田荘において荘民が中門・法花両堂の寄人となることを禁止したと同

時に、玉滝荘においても東大寺が両堂の寄人を禁止した、という推測は、事実と一致するとしてもよいのではなからうか。保元の訴訟以後、玉滝荘の寄人作人の活動が史料の面で確かめられないのは、東大寺の強硬措置によって、寄人作人らが活動の場を失ったことによるのが原因である、と解しておそらく誤りあるまい。

玉滝荘の私領主対寄人作人の対立において、東大寺が私領主を支持する立場にあったことは、寄人禁止の史料が発見されなくとも既に明らかになっている。国司は寄人作人を支持して、「寄人安堵し、国衙訴無く、領主安穩、（東大）寺役懈怠無し」（九<sub>六</sub>・二）という四者の平和的共存の状況を維持しようとした。それに対して私領主は東大寺と組んで国司の支配を拒否し、段別六斗の加地子賦課を中核として領主権の設定獲得に狂奔した。かれらがその目的を達することは、国司が荘園に対して有していた支配権を喪失することであり、具体的に言う、領家に雑役賦課権を免許したあとになお国司が保持していた官物徴収権を奪われることであった。私領主に対して加地子を負担する作人にとつて、私領主と領家の結びつきが強化することは、耕地



についての作人の権利を容易に確立しえない状況に追い込まれることであった。東大寺の領家としての地位は、私領主の力が増し国司の荘園支配否定に成功することによって、当然強化される。しかし私領主の力があまりにも強化し東大寺が領家としてこれを制しえなくなると、領家の地位が安定しなくなることは、言うまでもないことである。自己の力を自覚し自信を強めた十二世紀後半の玉滝荘の私領主がそのような傾向をたどる懸念は十二分に存在した。かれらは国司が領家に認めた官物徴収権を私に行使しただけではなく、私領主には許されていない<sup>(9)</sup>雑事を作人に賦課した<sup>(九六・二)</sup>。雑事賦課は本来、領家の権限に所属するものである。その雑役を玉滝荘の私領主が作人から徴取したことは、かれらが領家の権限を犯しこれを奪おうとする志向を持つていたことを示すものである。東大寺としては私領主と組んで国司の荘園支配拒否に成功したのであるが、私領主のこのような志向を見てかつて案出した「寺奴の論理」をますます固執するようになったのは、当然である。ことに鎌倉幕府が樹立され、守護・地頭を中核とする武家支配の組織が完成すると、平家のそれとは比較にならないほど

有力なものであるだけに、私領主らがかつての頼田荘の「堺百姓」のように、幕府を頼んで東大寺の支配を拒否するようになる危険は徐々に増大した。東大寺が、鎌倉幕府と私領主の結びつきを警戒しなければならなかった理由は、そこに存在したのである。

玉滝・黒田両荘の荘民が私領主・寄人作人の二層に分れ、十二世紀の後半になって両者の対立が激しくなったことに関連して、思い合わすべきことは、当時の黒田荘の袖工の組織が本新両座に分れていたと考えられることである。本新両座に関する史料は、嘉應元年（一一六九）七月日付の黒田荘袖工安倍三子解<sup>(五〇九・三)</sup>に見えている。竹内博士はこの解を紹介して、袖工の間には共同利益防護、あるいは相互扶助の意識が働いていたと見るべきである、と主張した<sup>(六一九)</sup>。竹内博士は、袖工が座を組織していた、とは述べていないが、共同利益防護・相互扶助というのは、座結合の目的と同一であることは特に指摘するまでもない。しかしこれまでの座の研究でその点を指摘したものはないようである。平安時代末期の座の史料はそれだけでも貴重である。まして座が本新両方に分れていたことを示している、

有力なものであるだけに、私領主らがかつての頼田荘の「堺百姓」のように、幕府を頼んで東大寺の支配を拒否するようになる危険は徐々に増大した。東大寺が、鎌倉幕府と私領主の結びつきを警戒しなければならなかった理由は、そこに存在したのである。

となると、さらに貴重である。周知の史料ではあるが、それを改めてここにその内容を紹介するのは、右に指摘した理由によるのである。さてこの解状に述べられている事実であるが、安倍三子は木工二十五名と連署して東大寺にあって、あらまし次のことを訴えている。《安倍三子は黒田荘木工の故伴末友の後家であるが、末友の祖父も末友とい、この末友は大春日重時から負物の代として、重時の兄弟の連判を添えて、箭川条一切字鹿臥の田を獲得した。末友から安倍三子まで五十年三代の間、この田を相続耕作してきたが、他から妨害を受けたり異論を生じたことはなかった。ただし文書は盗人に取られてない。ところが下司の大江八郎貞成が古い文書を持っている、と急に言いだして訴訟を提起したが、証文に理が認められないので、寺家も長く裁報しなかった。寺家からは莊家に諮問があったが、莊官らはそろって三子に理があると起請文を提出したほどである。しかるに先年貞成がまた解状を提出したところ、今度は寺家から勝訴の裁報が出た。三子として疑問に思うことは、もし貞成の主張に理があるなら、夫の末友が生きていた間に貞成はなぜ一度でも妨害をしなかったのか、と

いうことである。まして貞成が証文旧券と言っているものに記載されている田畠は五段である。その内の一段は時貞が領知しているし、三段は法花堂衆の春勝が領作している。もし貞成の証文に理があるなら、貞成は関係の五段全部を領知しているはずである。どうしてこの一段歩の田に限って押領しようというのであろうか。これはただ威勢の有無、上下差異によるのであって、不公平の措置であることは隠れもない事実である。貞成は裁報当時の下司であり黒田荘第一の威猛者である。三子はしがな黒田荘木工の妻である。それもれっきとした本工ではない。問題の田地などもってようやく新工の役を勤仕しているものである。貧窮で能力がないうえに、持っている名も極小である。この田が奪われたので、どの田をもつて木工の重役を勤めるべきかで困惑しており、これ以上に愁嘆すべきことはないのである。しかし押領されたといっても、他領に取られたのではない。貞成はこの田を押領以來、公文名の内であると称して、所当官物も弁済しないし、公事の寺役も勤仕しない。これはけしからぬことである。黒田荘第一のたぶらかしというべきであり、その点では貞成を越えるものはない。寺

家の裁定を願う次第である」。

解の本文はもっぱら安倍三子の立場を主張したものにすぎず、袖工の意見は特に表明されていないが、袖工が二十五名も連署したところに、竹内博士のいう、共同利益防護・相互扶助の意識が認められる。この訴を受けたのは、上司の上座威儀師であったが、その人こそは「悪僧」で評判の覚仁にはかならない。覚仁はこの解に外題を書いて、黒田莊の莊官に対して関係者双方を召問して詳しい事情を言上するように指令した。八月に莊官から提出された注進状（五七・三）は、覚仁の指令に答えたものであるが、首部に逸失した部分があつて、全容が判明しないのは遺憾である。注進状で注目されることは、三子らが、貞成は譜代の莊官であつて年来の莊官であること、貞成に奪われた田を公文名の内と称して所当官物を勤仕しないのは、公文がそのように称したからであり謀計であるのは隠れない、と主張したのに対して、公文が「件の田者全く以て負を承ら不候。極めて無実也。」としてそれを否定したことである。貞成も、長くこの田地を問題にせず時貞入道の際には敗訴したのに最近の五六年この田を耕作しているのは寺使の新先生

を強縁として外題を得たからであることを認め、今度その外題をさらに改め「庄民一味に訴申さ令むれ者其の力及ばざる事也。」として屈服の意を表明した。黒田莊威儀第一といわれた貞成も莊民一味の反対を受けると、それを無視して押領を継続することはできなかった。覚仁が（五七・三）の奥に三子勝訴の判を書き入れたのも、莊民・莊官がそろつて、三子に理がある、と証言したからである。貞成が問題の田を隠田とし寺役の雑事を勤仕しなかつたことも、覚仁の心証を悪くした理由の一つであつた。

安倍三子の訴えに関する史料は右に紹介したもので尽きている。そのなかには「本工」「新工」の文字は所見するが、わたくしが最初に主張した、「本座」「新座」の文字は見えない。黒田莊関係の史料では、このほかに、袖人が座を組織していたことを示す文書は見いだされていない。そのことからすると、この「本工」「新工」はそれぞれ本座・新座所屬の工と解すべきかどうかは疑問である。本工とは、袖工としての資格が以前から認められていたもの、新工は新規に袖工として認められたもの、と解釈するほうが事実にあつたっている、とも考えられる。その点はよくわ

かつているのであるが、次のことを考慮すると、やはり当時の柚工の組織は本座・新座の別があった、とすべきではないかと思われるのである。第一は、竹内博士が指摘した、柚工に共同利益防護・相互扶助の意識が強固なことである。第二は、新工といわれている安倍三子が後家であつて柚工として新規に認められたものと思われないうことである。第三は連署した柚工が二十五名だけであつて、黒田荘の柚工の一部にすぎず、柚工全体を代表しているとは必ずしも解しえないことである。第一の事実からすると、座という名称を用いたことを確かめえないだけであつて、組織として柚工の座が存在したことは疑いがないと言わなければならぬ。第二の事實は、新工という身分が夫から妻へ親から子・孫へ相続されることを暗示しており、新工から本工への変換が予定されているとは考えられない。それにしても身分が相続されることは、これもその組織が庶的性格を持っていることを示しているとしなければならぬ。第三の事實は、連署の二十五名がいずれも新工であつて、本工はかれら以外のものであつたことを思わせる。わたくしの考えでは、本荘内に居住して木材の伐採・製材・搬出

を本業とするものが本工（「本座」）であり、出作または新荘に居住し農業を本業とし柚工を副業とするものが新工（「新座」）であつた、のではなからうか、と思つてゐる。新工三子と貞成との間で問題になつた田も出作・新荘地区の筋川にあつたことも、その傍証となるかもしれない。明確なことは、柚工のなかにも、「為ん方無き」「貧弊不堪」のものもおれば、富豪層に属するものもいたことである。そのことを考えると、玉滝荘で顕著になつた私領主対寄人作人の対立は、黒田荘でもいつでも現実化する可能性が存在した、としなければならぬ。その場合、私領主級の柚工が本工・本座を称し、寄人・作人級の柚工が新工・新座と言つたのではなからうか、とも考えられる。最終的なことは、将来万一にも、このことについて具体的な史料が発見されることを期待して、断定するのを差し控えるべきであろう。それにしても黒田荘が長元六年（一〇三三）に板柳岬から改組されたことを考えると、柚工が座として結合したのは、改組の当時、すなわち十一世紀の前半にさかのぼると見てもよいかもしれない。玉滝荘についても同様のことを考えることが許される、と思つのであるが、そうなると、

十世紀の後半には柚工の間に座的結合があつた、と考へてよいことになる。従来知られている史料では、寛治六年(一〇九二)の山城国八瀬里の座が存在を確認しうる最も古いものであるが、柚司などの管理組織が早くから存在した玉滝荘などは、座の原初的形態を知るのに重要となるかもしれない。

立荘当初の玉滝・黒田両荘の管理組織については、竹内博士の早い研究がある(OC二九九頁三)。博士は、玉滝荘について、総別当・別当・頭領(七三三・七三七)・総檢校(八八七)などが任補されたことを指摘している。これらの職のうち、惣別当・総檢校・別当は東大寺僧かその有縁のものが任じられている(三〇三・九)。それに対して、柚工のうちから選ばれたのは頭領であつた、と推測される。柚司・莊司の組織も時代が進むにつれて徐々に変化し、複雑となつたが、柚工のうちから頭領が選ばれることは変化がなかつた(六八七・三)。柚工が座的に結合されていたことは、この事実によつても推測される。

治承四年(一一八〇)の兵火によつて東大寺の主要な建物の大半が焼失したことは、玉滝・黒田両荘の柚的資源を一

度に枯渇させる原因となつた。大仏殿・南大門などの宏壯な建築の用材は伊賀国の柚では得られないので、遠く周防国に求めなければならなかつた。鎌倉時代の史料に両荘の柚工の記事がほとんど現われないのも当然といわなければならぬ。したがつて莊民の組織も平安時代の柚工中心の當時とはおのずから異なるものがあつた。それについても他日を期したい。

一七

平安時代の莊園が延喜二年(九〇二)・延久元年(一〇六九)の莊園整理を転機として三期に分けられ、おのおのの時期の莊園の性格がそれぞれに異なることについては、おそらく異論はないであらう。問題はその性格判定の基準であるが、わたくしはかつて莊民の身分を中心に考察し、この三期をそれぞれに、莊公兩屬・莊公分屬・莊公相克と規定したことがあつた。十世紀の後半に成立した玉滝荘はむしろんのこと、奈良時代に設立された板蠅柚も莊園的に改組されたのは十一世紀の前半であるから、その性格は当然莊公分屬的な色彩が濃厚であつた。玉滝荘では設立当初に柚

内開発田の正税稲の利稲が免除され、黒田荘でも同じく荘園に改組の直後に現作田と居住工夫の臨時雑役が免除されたことは、それを如実に証明している。しかし荘公分属といっても、荘民が公田を公民が荘田を借耕することは盛んに行なわれた。その点では荘公兩属の時代との間に差異はない、と考えられるかもしれない。しかし国司が荘田を免

田に指定し荘民の臨時雑役を免除することは、延喜以前の荘公兩属の時代には見られなかった現象である。延喜以後の荘園は荘田の免田指定・荘民の雑役免除をてこととして荘田の一円的領有の完成を目ざして発展した。しかしその道は平坦ではなかった。なぜかという、延喜二年（九〇二）の荘園整理令を転機として、国司の荘園に対する圧力は以前と比較にならないほど強化したからである。その実例は天皇の供御進上を名目に乱立された御厨が延喜の整理令で廃止された直後に、河内国大江御厨が国司の請文を得て四至・供御人・在家・免田を特定して設立されたことである。⑩  
荘園としての券契の不明なもの、国司が政務を執行するのに妨げとなる荘園は収公される恐れが現実存在した以上、荘園領主としては国司・太政官との連繫を密接にし、その

保証と擁護によって權益の保全を図るよりはかに手段はなかった。この時期に荘園として発足した玉滝・黒田兩荘が当初国司から保護を受けその關係が円満であったことは、当然なことであった。

荘公分属の時代に現われた現象のなかで重要なもの一つは、耕作者の権利が「作手」として認められ始めたことである。荘公兩属時代の耕作権は、周知のとおり、公田でも荘田でも一年ごとに更改されるのが原則であった。したがって永年の耕作権は認められなかった。それが荘公分属の時代に入って、荘民の一部が特定され荘田のうちにも免田に指定されるものが出現するようになる、荘園成立の基礎的要件は荘公兩属時代と著しく変化することになったわけであるが、その場合、荘田や公田の耕作権はどのような影響を受けたであろうか。史料の示すところによると、公田はむろんのこと、荘田でも毎年耕作の始まる前に耕作者は請文を提出して国司・荘園領主から借耕の許可を得ることが多かった。⑪  
その点では荘公兩属当時と変化はない、とも言えることができる。しかしその反面、この時代に借耕者を表現する語として、「作手」が用いられ、耕作者は

それを自分の権利として、これを処分しようようになったことが注目される。「作手」については、周知のように、中田薫博士のすぐれた研究が今世紀の始めに発表されている。しかるに博士以後、作手についての研究はあまりなされず、その成立過程や性格について、博士以上に論を深めたものはあまりないようである。その原因は、史料の少ないことと、いま一つは、十世紀から十二世紀にかけて、耕作権が権利として認められる時代の法理が明らかでない、ことに帰すべきである。それに今一つ加うべきは、「名」の成立と「作手」の成立過程を混同して、私田であることが格によって公認されている墾田から「作手」の成立過程を論ずることが「作手」の論を混乱させていることである。史料・法理についての困難は現在でも多く除去されたとは言えないが、『平安遺文』の完成によって障害の一半が除去されたことは確かである。従来の研究が混迷したあとを反省して、以下、『平安遺文』所収の文書を検討して、「作手」について一、二の点を明らかにしよう。

最初に中田博士の説を紹介すると、あらまし次のとおりである。<sup>⑧</sup>《延久以後の史料に見える「請作」という耕地貸

借法はローマ法のプレカリウム Precarium と根本的性格を同じくし、作人が地主に申請して地主から特定の耕地をあておこなわれて耕作する方法である。それは、律令法の賃租が完全に私法上の契約であるのと異なつて、地主が作人に与えた任意的許容・恩恵的行為である。作手田は作人の私領ではないが、のちには私領と観念されるようになる。その原因としては、耕地の開発相続者が耕作権を留保して耕地を他人に寄進したことや未墾地開発の際に所有者が開発者に耕作権の相伝領掌を許可したことがあげられる。》博士の見解にも検討を要するものがなくもないが、<sup>⑨</sup>大筋は今日でも正しいと認められている。吟味を要するのは、プレカリウムの意味を持つ「請作」の始現する時代である。

中田博士は、「作手」という語が延久三年（二〇七二）十一月四日の藏人所下文（秘一別野詳 秘一巻五）に早くも所見することを指摘されたが、今日知られている史料の範囲では、「作手」はもっと古い文書に既に見えている。玉滝荘でも、天喜三年（二〇五五）十一月廿日の玉滝柚司等解（B三 七四七）に所見することは、既に指摘した。

『平安遺文』所収の莊園関係の文書で耕作者の名を明記

している最も古いものは、貞観元年（八五九）の元興寺領近江国依智荘検田帳（B二）である。この検田帳は、承和十四年（八四七）に作製された検田帳について、寺使延保が実地について耕作關係を調査して作ったものであるが、延保が不法な耕作と認めたものは、その田地の坪付とこれを耕作する田堵の名をあげて、不法行為のあらましとそれに対して延保の取った措置をしるしている。依智荘の田堵らは、元興寺に地子を納めていた。請文を毎年提出したかどうかは不明であるが、地子について延保と田堵依知秦公安雄が議論をした時に、地子は「此れ昔定むる所」と安雄が答えたことから推すと、かつて提出されたことがあったのは確実である。契約は毎年更改されなかったが、永久契約でもなかった。田堵らは、寺田だけを賃借して生計を維持するのではなく、そのほかに口分田が班給されていたし、「百姓治田」という私田をも所有していた。このような田堵と元興寺の關係が、律令法による「賃租」に該当し、いわゆる「請作」でないことは、推定してほぼ誤りないであろう。

依智荘について耕作者の名が明記されているのは、貞観九年（八六七）三月廿六日の前斎院高子内親王家莊牒（B一五四）

である。この牒は、觀世音寺と所有について係争している田について述べたものであるが、問題の田を作っているのは觀世音寺預僧定俊である、としている。定俊がどのような条件でこの田を耕作していたかは明らかでない。それにしても定俊が寺僧として觀世音寺を生活の本拠としているのであれば、口分田・治田を所有している依智荘の田堵とは同一に考えられないが、形だけの僧でその実は「百姓」と異ならないならば、話は別である。いずれにしても史料が不足で詳しいことは判明しない。

次に注目すべきは、延長六年（九二八）十二月十七日付の故禎果弟子等解（B三）に示るされている事実である。禎果は寛平七年（八九五）に三統普子らから、熟地・山等を買得し、請作を許していたが、作人の間で争いが絶えないので、相論を断つために、永年の行文を放つた、というのである。「行文」はほかの当時の文書（B一五）にも所見があつて、それから語義が推測される。「宛行文」の略語であるに相違ない。禎果は耕作に関する相論をなくすために、だれか特定のものに永年の耕作を許可した。その場合、禎果が作人に対して耕作権を一方的に恩惠的に付与したことは当然に



推測される。中田博士がいわれる「請作」がこれに当たることとは異論がないであろう。この田では、地主権と耕作権が分離し、地主権は禎泉から弟子を経て法輪寺観音料田などに処分された。問題は、禎泉が永年の行文を発行した時期であるが、地山を買得した寛平七年(八九五)から禎泉が死去する延喜廿二年(九二二)二月廿五日までの間であることは、改めて言うまでもない。この時期は莊園において莊民が特定し莊田の一部が免田化し始めた時である。それと同じ時に、莊園とは比較にならない小規模な耕地であるが、この田において永年の耕作権が認められたことは、莊園成立の基礎的要件の変化と平行して、耕作することが権利の客体として広く認められかけたことを示している、と考えれば誤りないであろう。

作手に関する史料はさらに時代が下ると、その例は多くなる。天慶三年(九四〇)五月六日の観世音寺牒(三五〇)に見の筑前国高田莊では、預作人を明記して立莊の手續を取った。また東大寺の越前国諸莊收納使は天曆五年(九五二)十月廿三日に足羽郡司に牒(三五八)を送って、諸莊の檢田帳によって作人の名を示送することを依頼した。もしこの当

時に耕作権が全然認められないで、毎年春ごとに作人を新しく募るのが常態であった、とすると、預作人を指定して立莊したり檢田帳によって作人を知らうとしたりすることは、起こりえなかったに相違ないからである。しかし注意すべきことは、耕作者の権利が認められかけていたとしても、作手が毎年地主に請文を提出して耕作の許可を受けることには変りはなかったことである。天曆七年(九五三)二月十一日作製の伊勢国近長谷寺資財帳(三六〇)にも僧朝仁が生前に開發して同寺に施入した阿支呂垣内辰己新開田一段余歩が現在では坂上有実によって請作され、請文が寺家に提出されていることが記録されている。

東大寺領玉滝莊の設立が許可された時は、まさしく、作手の権利が認められかけてきた時期に当たっている。繰返し主張したように、この仙工は当初に国司から荒地の開發が認められ、さらに正税の利稻を免除されたことを中核として莊園的經營を始めたのであるが、仙工らはこの開發田を自作するよりは、それを農業專業のものに賃貸し作手から地子を取り、それによって生活を維持し東大寺に材木を備進するほうが多かった。その場合、作手の権利が認められ

かけていたことは、一面において免田・治田の所有権を制限するものではあったが、その反面に、耕地の賃貸關係に安定性を与える点で大きな影響を及ぼした、と考えられる。そのために柚工は作手を募る場合にそれほど困難を感じなかったであろう。

作手の権利は、延喜前後から次第に認められかけたのであるが、それが耕作者の権利として完全に認められ、その所有者が自由にそれを処分しようになるまでには、長い年月を要した。東寺領丹波国大山荘で荘民が請作の田畠を私領と称したのは、国司がこの荘を収公した時であった(八三五・一)。荘民が収公に協力したことがおそらくその理由と考えられることは、すでに指摘した。国司と荘園領主との争いは、その意味で、耕作者の権利を確立する上に大きな影響を与えた。鞍田荘や黒田荘で国司・東大寺を手玉にとった「堺百姓」は両者の争いを利用して自分の地位を高め、作手というよりは私領主化することに努力した、典型的な存在というべきである。そのほかにも、黒田荘の柚工が太政官の袖保護方針に便乗してその立場を強化し、公民に対して私的な支配關係を及ぼしたことも、改めて特記す

べき事実である。

延喜以後の荘園領主対国司の争いが耕作者の権利が認められる機会であったことは前述のとおりであるが、耕作者の権利伸張の道はそれのみではなかった。わたくしがこの論文で証明したことで判明したように、伊賀国では耕作権の売買・譲得について早くから「国郡裁定」の慣例が成立しており、荘園・公領の複雑な關係を律する基準が立てられていた。その眼目は、作手の売買譲得が、荘公關係によって煩わされずに行なわれるようにあらかじめ所屬の基準を定めておくことであった。耕作者の権利がそれによっていつそう安定したことは確実である。荘園としては、その負田を公民が買得した場合でもそれに対する支配権を失うことはない。荘民が買得した公領に対しては、荘民という身分を通じてではあるが、なんらかの支配権を及ぼした。荘園がこの裁定を利用して支配圏を徐々に拡大したことは疑いあるまい。残念なことに、この裁定の成立時期が明確を欠いているので、荘公關係のどの段階に対応して、この慣例が成立したか、明確でない。しかし荘民の特定、免田の設定が行われなかった延喜以前の荘公兩屬の段階で、こ

の慣例が始まったとは考えられない。また莊公相克の激しかった大治四年（一一二九）では、東大寺がこの慣例の存在を主張したのに対して、当の伊賀国司が口を閉じて語らなかつたことからすると、莊公相克の段階になって始めて成立した、とも考えられない。そうになると、この「国郡裁定」が成立した時期は、莊公分属の段階であつたことになつてくる。現在のところではこれ以上にこの問題を追求しえないが、他日史料が発見され、この推測の正しかつたことが実証されることを願つてやまない。

作人の耕作権がこのようにして徐々に確立し始めたのに対して、それに対応する、領家・私領主の地子・加地子徴収権はどのような影響を受けたであろうか。さきにも一言したように、作人の権利が確立することは、領家・私領主の土地所有権の行使を制限するものではあつたが、それによつて耕作関係が安定することは、かれらにとつても利益であつた。したがつて領家・私領主が作人の権利を認めることをためらつた、とは言いえないであらう。ことに未墾地や荒廢田などを開墾する場合などは、開墾に要する経費を負担するのではなかつたならば、東大寺別当有慶が築瀬で

の開墾について丈部為延と契約したように、開墾を担当したものが引き続いて耕作することを認め、作手すなわち耕作権を永久に保有することを許容せざるをえなかつた。なごかというと、当時は、悪疫が流行して人口が減少し耕作者がないために田畠が荒廢する、という事態が常態になつており（B二・四四五―四七四）、耕作労力の不足が顕著であつたからである。

領家・私領主としては、弱いその立場を守るためにも、開墾・再墾を始めるにあつて、国郡司の認可を得ることが必要であつた。その場合、かれらは開墾に充当される土地が開墾者の私地であることを公驗または在地の刀禰の証判によつて明らかにし、開墾完成の時は田租を国司に納めることを約したのはもちろん、地子についても、それをもつてさらに開墾の資に当てることを誓わなければならなかつた（B二・四四八）。作人の耕作権が徐々に確立し始めると、私領主らも加地子徴収について国郡司の承認を得ておき、それによつて作人に対する立場を強化するの必要を感じた。国司・領家が私領主の加地子徴収権を公認するようになったのについては、その前提として、右にあげた耕作権の事実上

の成立があつたことを認めなければならぬ。従来の私領主についての研究は、その点についての考察が足りないのではなからうか。新しい研究の出現を切望する次第である。

最後に、黒田荘と寛仁との関係で書き残したことを紹介して、この長い論文の結びとする。黒田荘の歴史で画期的な事実は、石母田氏も認めているように(一四四)、東南院が院領の大神荘と藤原保房の子の中子・源祐が保有した箭川・中村の両村を交換し、黒田荘で領家と私領主が事実上合一したことである。このことが黒田荘をめぐる東大寺対国司の争いにどのような影響を与え黒田荘自体のあり方がいかに変化したかについては、すでに述べたので、ここでは繰り返ささない。書き残したというのは、東南院が新荘の支配権を得たあと、雑事雑役を課する東大寺と加地子を徴収する東南院が箭川・中村・夏見・築瀬などの村に対して各自に支配権を行使したのではなく、築瀬村について明記されているように(一四八、一四九)両者が合一し、一方が単独で領家と私領主の双方の権利を行使するようになったいきさつについてである。東南院では、応保二年(一一六二)八月に院主大律師惠珍が東大寺に施入状(一七三、一七四)を送って、

現在当院が知行している箭川・中村の両村が東大寺領黒田荘から出作しているところであり、東大寺にとって必要な地であるから、東大寺の印蔵に両村知行関係の文書を取めるむねを明らかにした。この施入状は、養和元年(一一八一)の間注に際して作製された玉滝・黒田両荘文書目録(一四八、一四九)には、「寺家伝得地主券契次第証文」のなかにあげられている。すなわち惠珍が地主「私領主権を東大寺に寄進したものとしているのである。ただしこの施入状は、現在前半が離れて別に存するためにその内容が知られておらず、文書目録(一四八、一四九)との関係も確認されていない。しかしその前半が(一七三、一七四)であることは、その内容、特にその末尾の文章の「右件等の村者当院家伝領年久し。而して彼庄の出作と為るに依つて」が(一七三、一七四)の書き出しの「寺家要須之地也。仍つて手次文書等を印蔵に納め置か被むが為に目錄に注載し送り奉る所也。」に完全に続くことによつて明らかである。

東大寺では、惠珍の箭川・中村両村の文書を東大寺印蔵への施入によつて私領主権を獲得したあと、さらに承安二年(一一七二)と同四年において、国司と後白河院庁から名

張郡の寺領の一円不輸が認められ、安元二年（一一七六）に

なつて箭川・中村を含めて名張郡の作出・新荘の双方の田

畠を検注した（B七・三）。東南院門主の恵珍が私領主権を東

大寺に施入しようとするのを支持し、ことによるとそれを

要請したのではないかと考えられるのは、覚仁である。か

れは、仁安三年（一一六八）五月廿九日に箭川・中村両村に

ついでに文書目録（B七・三）を作った。⑩ それにあげられてい

る文書には、さきに紹介した恵珍施入状（B七・三）にあげら

れているものと一致するものが含まれている。覚仁の文書

目録によると、箭川・中村両条の田畠は、東大寺頭黒田荘

作出・袖工名田・便補封田であるが、その領主権は覚仁が

相伝領掌している、という。かれはそれを東大寺に進上す

ることに決め、調度文書を添えて、東大寺にそのことを申

出たのである。覚仁はこの寄進によって、負所も作手もす

べて東大寺の所領となることを期待している。覚仁のこの

行為から判断すると、かれが恵珍の施入を支持または要請

したことは疑いない。問題は、恵珍が保有した私領主権と

覚仁が保有したそれとは同一なのかどうか、負所・作手が  
覚仁の私領主権寄進によって東大寺領となるとは、どうい

うことを意味するか、ということである。

最初の恵珍施入との関連であるが、覚仁が私領主権を保

有するようになったいきさつが判明しないので、これを明

らかにしえない。覚仁は、長承二年（一一三三）に東南院が

箭川・中村・夏見などにある黒田荘作出と新荘の田畠を検

注した際に、箭川条において除地として「威儀師覚仁預十

町」を保有していた。覚仁が仁安三年（一一六八）に私領主

権の東大寺寄進を申出たのはこの一〇町歩に關するもので

あろう、と考えられるかもしれないが、寄進されたものが

箭川条だけに限らなくて中村条にもわたっていることは、

その推測が事実にあたっていないことを示している。やは

り覚仁は、かれが預つた一〇町歩のほかに、箭川・中村兩

条にわたる加地子徴収権を所持していたとすべきであろう。

ことによると、東南院主覚樹が新荘の私領主権を得た時に

加地子徴収を請負い、新荘の上司すなわち預所となり、そ

れによって一種の私領主権を所有したのかもしれない。い

ずれにしても史料がないので、これ以上に突き詰めた議論

は不可能である。それにしても伊賀國の東大寺領保全に精  
魂を打ち込んだ覚仁が保有する私領主権を、晩年になつて

東大寺に寄進したことは、覚仁の終生の願いが何であったかを言外に物語っていて、感銘深い。<sup>(16)</sup>

覚仁は、東大寺領内の私領主権が東大寺に帰属することによって、東大寺領内に存在する負所・作手がすべて東大寺領となることを期待したのであるが、覚仁がなぜこのような期待を持つようになったかは容易に判明しない。なぜかという点、作手について明らかにしたことによって知られるように、加地子徴取権を持つ私領主と耕作権を権利の主体とする作手は明白に別個の存在であり、私領主権が領家に帰属したからといって、作手権までが領家の所有となるとは考えられないからである。負所についてはあまり研究が進んでいないので究明を要するものがなお多く残されているが、免田・負田と同一性格のものであることは確実にあつて、興福寺進官免・東大寺雑役免も負所のなかに含まれている(五B七・三)。しかし負所と私領主が同一のものであることは確実であつて、箭川・中村両村の私領主権が領家の東大寺に帰属したからといって、両村にある負所が領家の所有に帰する根拠が生じたと考えられないことは、作手の場合と同じである。事実についてみても、箭川・中村

両村の作手権は、東南院門主恵珍が私領主権を東大寺に寄進したあとにもちろんのこと、覚仁が寄進したのちになつても、依然として消滅されないで存続し、所有者によって自由に処分されていた(七B七・四五)。覚仁の負所・作手の消滅についての期待が当然な理由に基づいていた、とは考えられない。

覚仁がいわば法外の過大な期待を持ったのは、既に明らかにした、私領主が国司・領家の権力に依存して自己の存在を保つ、その性格から生まれた、と考えられる。しかしそれと同時に思い合わすべきことは、覚仁が私領主権を東大寺に寄進した仁安三年(一一六八)当時、東大寺香菜免田の存在する大和田箕田荘で地主(『私領主』)の発志院恵印が負所の東大寺や作手と相論を起こしており、そのいさざつが覚仁にこのような期待を持たせた、とも考えられることである。箕田荘の紛争は(五B七・三)にあらましが記載されている。地主の恵印は莊民の作手権を没収しようとして莊民との間に相論をひき起こし、負所の東大寺に対しても、東大・興福両寺の対立関係を巧みに利用して、所役を拒否して、東大寺から訴えられたのである。覚仁はその東大寺を

事実上代表する地位にあり、恵印の横車に対しては、当然抗議しなければならぬ地位にあった。恵印の行為を勸学院に訴えた仁安三年(一一六八)八月日の東大寺解(五七〇、三)はおそらくかれの指示によって作製されたものであろう。

その反面、かれ自身は、箭川・中村の両村において、恵印が箕田荘で行なつたと同じく、負所・作手の消滅を期待して、領家の支配権の強化を図っている。作手権の事実上の成立という基礎的な事実の進行を眼前に見て、領家として私領主としてそれに対応する策の発見に苦慮していた覚仁が、箕田荘において東大寺が負所として保有していた権益を消滅させようとして恵印が意欲たくましく行動している、いわば敵方の行き方を見て、それにも感銘を覚え、私領主権の領家帰属を徹底することによって、負所・作手の消滅を強く期待した、と考えて誤りないであろう。覚仁は、このようにして、東大寺領内の負所・作手の消滅を期待する一方、他方では、東大寺燈油免田の存する大和国高殿荘において、負所として所定の油の徴収だけでは満足せずに、副物・雑物・万雑公事の貢納を作人らに要求して、東大寺と同じく高殿荘に負所を持つ興福寺から強い反対を受けた。

そのいきさつは(二〇七、三七五)に詳しく記載されており、論文も発表されているので、詳述を差し控えることにする。ただひとつ、覚仁の意図は、高殿荘では負所にすぎない東大寺の地位を領家にまで高め、雑役免田に対して雑事雑役を課することを願つたものであることをあげるにとめておこう。しかし覚仁の計画を達成するにはあまりにも障害が多かつた。興福寺も東大寺と同じく負所を多く持つており、悩みは東大寺と同じであつたと考えられるが、興福寺の場合は、延久二年(一〇七〇)の興福寺大和国雑役免坪付帳(三九七、四〇六)に明らかのように、かつて寺領の再編成が大規模に行なわれたことがあり、それなりに悩みは解決されていた、とも考えられる。寺領の再編成では興福寺に立ち遅れた東大寺が焦慮のあまり無理と知りつつも巻き返しに出たとも見られないことはない。覚仁についてはなお述べなければならぬことがあるが、別の機会に譲り、ここでペンを置くことにする(昭和三十八年四月三十日稿了)。

なお、この論文は、昭和二十八年以来、京都大学の新制大学院で行なっている『平安遺文』の演習の際のノートやカードを基にして作られた。演習に出席した学生諸君からは新鮮で活発な

意見が提出され、わたくしとしても得るところが多かった。またこの論文は昨年秋に一応書きあげたのであるが、その後、再三にわたって本文を書き直し、『史料』の編集委員会に多大の迷惑を及ぼした。止筆にあたって両者に対しての心からの謝意を表す。なおこの論文は文部省科学研究費による総合研究「中世文献資料の総合的研究」の報告の一部である。

⑦② 赤松俊秀「鎌倉仏教の課題」(『史学雑誌』六七ノ七、三三ページ)。

⑦③ 赤松俊秀「鎌倉仏教の課題」(『史学雑誌』六七ノ七、三三ページ)。

⑦④ 郡司は設置の当初から譜第に重点を置いて選考されたので、非律令的性格が強調されている。それについては異論もあるが十世紀以後の郡司の存在については、その系譜はさして重要な意味を持たなかったと思われる。かれらが「在地」を代表して国司の暴政に反抗したことは尾張守藤原元命の行動を批判した尾張郡司百姓等解(三三四)にも現われている。

⑦⑤ 最近の中世史研究では周知のごとく在家が重要な研究課題となっているが、「在家」の成立過程の究明が十分でないために、十一世紀末から十二世紀前半の在家成立期の事情は明らかでない。従来の研究では、「在家」の構成を論ずることに重点が置かれていたが、「在家」が在家役を負担する農民にはかならない以上、在家役の実態の究明にもっと力を注ぐべきであろう。在家役の内容が時代と地域によって相違していたことは当然で

あるが、十一世紀末から十二世紀始めの時期では、郡司がこれを徴収していたことは、黒田荘以外に多くの徴証がある。徭役と関連が深いことはそのことから察せられる。

⑦⑥ 承安二・閏十二・廿伊賀国司庁宣(六・七)に「大介平朝臣(花押)の輿判を加えている国司が信広であることは、養和元・八・十八後白河院庁公文所問注記(九八八・三)に「承安二年国司信広之任、公田并びに出作所当官物を寺家に免じ奉る之由、庁宣を成し畢りぬ。」とあることによって明らかである。信広は『尊卑分脈』によると『兵範記』の記者信範の子で、伊賀守と右京大夫を歴任している。

⑦⑦ 安元元・閏九・廿三伊賀国在庁官人解(七〇九)によると、東大寺が免除の庁宣を得たのは前司が得替する時であった、としている。この前司は信広であると考えられるが、承安四・十二東大寺所司等解(六六六)によると、この免除の庁宣を出してから二年後の当時も当然としてなお在任している。

この二つの史料の日付はわずかに一年たらずしか離れていないので、示証力は同じと見なければならぬ。そこで改めて考察を要するのであるが、ことによると(七〇九)にいう「前司得替」は前司信広がその前任者の資康と交代したことを言ったのかも示れない。

⑦⑧ 史料の本文には「御教書」とある。御教書は撰関家以下の公卿の家司が出す書状形式の公式文書に付される文書名であるが、まま論旨・院宣に用いられたこともある。この時は院宣が出たと推定されるので、特に院宣とする。



②⑨ 平貞能は、嘉応元・十・十二書状(B六九・四)に筑前守として署名している。左衛門尉貞能と署名している(六三・三)の書状は、筑前守任官以前のもと考えられるから、嘉応元年以前であることは、まず確実であろう。

③⑩ 平貞能書状(B七・三)の年時決定のかぎは、笠置寺の訴であるが、今のところ手がかりがない。

③⑪ (B八・三)には作田三五町二段一二〇歩とあるが、計算の結果は三六町一段一二〇歩となる。

③⑫ 平家打倒の計画で具体化した最初のもは治承元年(一一七〇)の成親・西光らの鹿ヶ谷謀議であるが、平家としては、院の近臣だけで陰謀をたくらむ段階では、これに対抗する十分な力を持っていた。しかし諸大寺の武力に対抗するためには、平家が地方に散的に潜在的に保有する勢力を組織化し、緊急必要な時は、これを集中的に動員しうる体制を整えておく必要があった。その用意が十分でなかった平家が、治承二年(一一七二)の年初から激しくなった延暦寺と園城寺との争いに際して、当初は不介入の態度を明らかにして延暦寺側を事実上応援し(二・玉葉・治承)、園城寺を支持する後白河院と対立したのは、その没落の第一歩であった。清盛が支持した延暦寺も学生と堂衆に別れて対立し、「数度合戦を企て、一山唐滅」(二・玉葉・治承)しような形勢を示しており、上層部はまた前座主明雲と座主覚快側に別れて抗争した。平家が結んだのは、この明雲の側のみである。激化する叡山の内争が好むと好まざるとにかかわらず平家を争いの渦中に引き入れた。叡山の内争は意外に長期化し深

刻化した。その間にあって山上で千日入堂の行をすませた法性寺座主道快・慈円が「大略世間の事益無し。隠居之思有る」むねを見兼兼に申入れたのも(三・玉葉・治承)、内争の激しさが修行に努めた若い慈円に絶望感を起こさせたのである。治承三年(一一七九)十月になって延暦寺堂衆を討つ命は知盛・経盛などの平氏の公卿に下ったが(三・玉葉・治承)、かれらには、それを実行しうる勢力も決意もなかったらしく、延暦寺堂衆が学生らの城を焼き払うほど激しく争っても、山上にも攻めのほらず、山下で運上の人・物を抑留するだけであった(三・玉葉・治承)。同年十一月十五日の清盛の實力行使による院政停止はこうした環境のもとにひき起こされ、それが平家打倒を企てるものに絶好の口実を提供したことは周知のとおりである。

③⑬ 伊賀国在庁側が養和元年(一一八一)の問注で主張したことによると、平信広の在任中に名張郡の出作・公田が東大寺領と確定したあと、「之に困って国司信平以後、国領す可き之地無きに依り、拜任之後、朝仁各辞退申し」た、という。経俊などもその辞退した一人かもしれない。経俊は、『尊卑分脈』によると、清盛の弟経盛の子であって、若狭守になったことが記録されているが、かれの在任中に若狭国の吏務を執っていたのは父の経盛であった(四・玉葉・治承)。経俊が伊賀守に任せられたのも、事実は経盛が吏務を執ろう、としたのかもかもしれない。その経盛が国領とすべき地がない、得分が少ない、という理由で、伊賀国司に就任を承知しなかった、とすると、平家の地方勢力に対する政策の貧困を思わずにはおられない。伊賀国と平家の

関係を思うと、国司は平家が独占してもよいものである。それが二年近くも守となるものがなく、治承四年になって太政官務の小槻隆職が任じられた。

⑧1 この地主券契伝得とはこの問注に関連して作製された文書日録(〇八・四)によると、東南院主の覚樹がその所領の大神荘と藤原中子の所領の箭川・中村の定公田を交換したことをさして言ったものである。

⑧5 中村博士は、この東大寺所司等解の内容をもって東大寺所司参曉の答弁としておられる(四六六二)。

⑧6 中村博士は(五四六五)で、「国に付せ被テ候ハムオハ盡んぞ存ぜず候哉」とあるのを「国衙に付せらるべき所当をかく曲げて中せるものではあるとまでは言はないけれども」と解釈しておられる。

⑧7 この両度の宣旨の本文は不明であるが、安元元年のは(七〇九)にいう、「往昔の例に任せ国領と為す可し」の宣旨であったらう。承安元年のは、この問注の兼信の発言のなかに見える「国領とす可し」との七月一日の宣旨と同一のものと思われる。

⑧8 (九八九)に始見の佐久田条は(七八一)では夏見条のなかに含まれている。

⑧9 この「十六町」は、(八六九)に見えるもので、他郷への出作であって、築瀬負所と呼ばれた。東大寺が「出作内を越え了ぬ」と主張するのはそれに基づいている。

⑨0 在序自名二三町四段歩の面積から推測すると、(〇五八)所載の公郷三〇町三〇〇歩から損五町八段半、川成七段大、計六町

五段大を引いた二三町八段六〇歩に近い。

⑨1 黒田荘出作・新荘から学生供米として寺納されるのは二〇〇石ばかりというのは、やや少なすぎるように思われる。(六〇四)によると、所当は段別二斗であり、出作・新荘を通じて五八〇石ほどになる。そのなから東大寺封米に充当される一八七石(九八五)が控除されるのは当然であるが、その他の常荒以下の控除が実際に行なわれたか、疑問であらう。築瀬保の精算(六〇四)に出ているように、収納使を通じて東大寺の収入に帰した分は、封米のほば倍に当たると推定される。三三〇石前後ではなからうか。

⑨2 東大寺は名張郡で数百町歩の公田をとりこめている、と国司側が最初の陳状に述べ、東大寺側の反撃にあったのは、おそらく当初五〇〇町歩と称したのである。この面積は、名張郡の三五六町六段二〇七歩に朝田荘出作の五三町二段二四〇歩(八八六)と、それに玉滝・湯船兩荘の一〇一町半(三七一)を合すると、出てくる。

⑨3 中村博士は(二一七)で朝田荘復旧を論じておられるが、院序下文所載の法家の勘状をこの時に院序が新しく徴したものとせられている。

⑨4 「吾妻鏡」(十二・四)には山本義経としている。「吾妻鏡」では義経が平知盛に敗れて逃亡し、十二月十日に鎌倉に来て頼朝に会った、としている。

⑨5 「吾妻鏡」(五・廿)の本文によると、この日義仲といっしょに戦ったのは三郎先生義広である。この義広は義経の子ではな

く、頼朝の伯父に当たり、養和元年閏二月廿三日に頼朝と決戦した。義広は、その後、義仲に合流し、義仲の最後の戦いでは大将軍となっている（『玉葉』寿永）。

⑨6 竹内博士は（C三二九）で康行は義経から所領を安堵されたとしている。

⑨7 この「五箇荘」が鳥羽院領伊賀国五箇御荘（B四六一）と同一であるか否かは明言できない。鞆田村が入っていることで玉籠・湯船・鞆田・内保・真木山の五村より成立する東大寺領玉籠荘をさしたと考えるものもあるかもしれないが、鞆田荘以外に六条院の支配権が及んだ事実を認められないから、その見解は成立しえないと考えられる。

⑨8 中門堂というのは南大門と大仏殿の中間にある中門のことであるに相違ないが、これが堂と呼ばれたのは少し異様な感じがする。しかし元興寺では早くから中門安置の二天が礼拝の対象となっていた。そのことから類推すると、同じことがこのころの東大寺にあった、としてもよいかもしれない。

⑨9 寛通が別当に在任したのは保元四年（一一五九）から永万二年（一一六七）までの七年半であった。

⑩0 当時の私領主で玉籠荘以外のものでも雑事を課して国司から制止されたものがいたことは、黒田荘の私領主についてさきに指摘したとおりである。

⑩1 上座威儀師の肩書からも覚仁であることは推測されるが、『図説日本文化史大系』第五巻八二～三ページ所載の写真でその筆致が老筆であることから推測される。重要なことは、こ

の考証によって老年の覚仁の花押・筆致が判明したことである。将来覚仁の史料を吟味する時の決め手とすることができる。

⑩2 この「負」は「所負」などの負と同じ意に用いられたものである。負担の意味である。

⑩3 先代の伴末友が大春日重時の手から問題の田地を得てから安倍三子まで三代五〇年経過している、というのであるから、末友の田地獲得は元永元年（一一一八）ごろから大治三年（一一二八）ごろまでのことを考えなければならない。新荘も成立の長承二年（一一三三）は前記の期間に続く時期であることも、わたくしの推測の一つの根拠となっている。

⑩4 赤松俊秀「座について」（『史林』三七ノ一）。  
下司も当然この中に考えられる。下司については、既に多くの研究で取り上げているのでここでは論じない。

⑩5 赤松俊秀「鎌倉仏教の課題」（『史学雑誌』六七ノ七、二三～三六ページ）。

⑩6 赤松俊秀「座について」（『史林』三七ノ一）。

⑩7 村井康彦「田堵の存在形態」（『史林』四〇ノ一）。

⑩8 中田薫「王朝時代の荘園に関する研究」（『法制史論集』二ノ一七三～八五ページ）。

⑩9 問題と思われるのは、地主が作人に対して任意的許容・恩恵的行為として特定の耕地をあておこなって耕作させたものが、私領化することを説明されるのに、開発者が耕作権を留保した耕地を権力者に寄進したことをあげておられることである。この場合は、当初から私領性が公認されている。したがって「請

作」が私領化するのとは少し異なる、と考えられる。

⑩ 「賃租」でも「請作」でも、耕作者が毎年耕作にさきだつて請文を提出すべきことでは、相違がないからである。問題は双務契約的であるか恩惠的であるかの違いであるが、これを今日史料で明らかにするのは容易ではない。

⑪ この文書目録には「上座前威儀師(花押)」の署名があり、筆致や花押から推して、覚仁が作ったことは確実である。

⑫ 覚仁とは時代も場所も異なるが、近江国菅浦では、永享(一四二九～四一)ごろから文明四年(一四七二)に死ぬるまで惣の発展に尽力した清九郎が死にさきだつて文明二年四月廿日に惣荘に二貫文を寄進し、毎年一回惣荘の宿老が会合し念仏を修

し清九郎の菩提を訪うことを要望したことが思い出される。京都大学文学部編『五十周年記念論集』所収赤松俊秀「供御人と惣」四四二～ページ参照。

⑬ 負所については『日本歴史大辞典』にもそれに該当する項目がない。研究はこれからである。

⑭ 阿部猛「平安末期における在地の諸関係——東大寺領大和高殿荘——」(『日本荘園成立史の研究』一八八～二二二ページ)、平岡定海「東大寺燈油料荘園としての大和国高殿荘について」(『説史会創立五十年記念『国史論集』五六七～八六ページ)。  
赤松俊秀「鎌倉仏教の課題」(『史学雑誌』六七ノ七、三四ページ)。

(京都大学教授)